

資料編

統計資料からみた高槻市の地域福祉を取り巻く状況

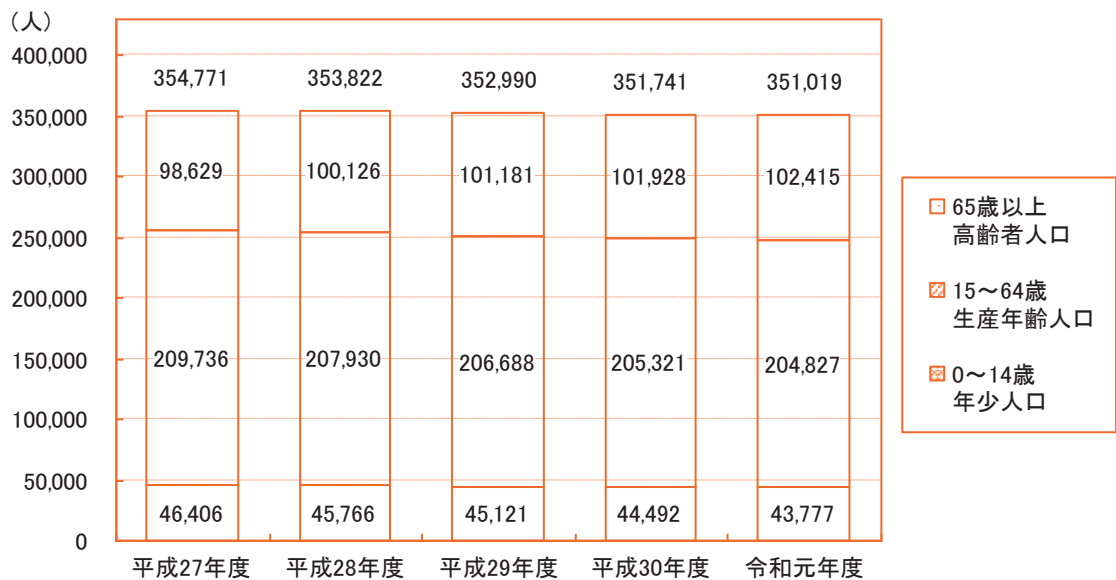
(1) 人口及び世帯の状況

① 人口の推移

人口総数は、令和元（2019）年度末現在351,019人となっており、毎年緩やかに減少しています。

年齢階層別に見ると、0歳から14歳までの年少人口は微減、15歳から64歳までの生産年齢人口についても減少が続く一方、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、高齢化が進んでいます。

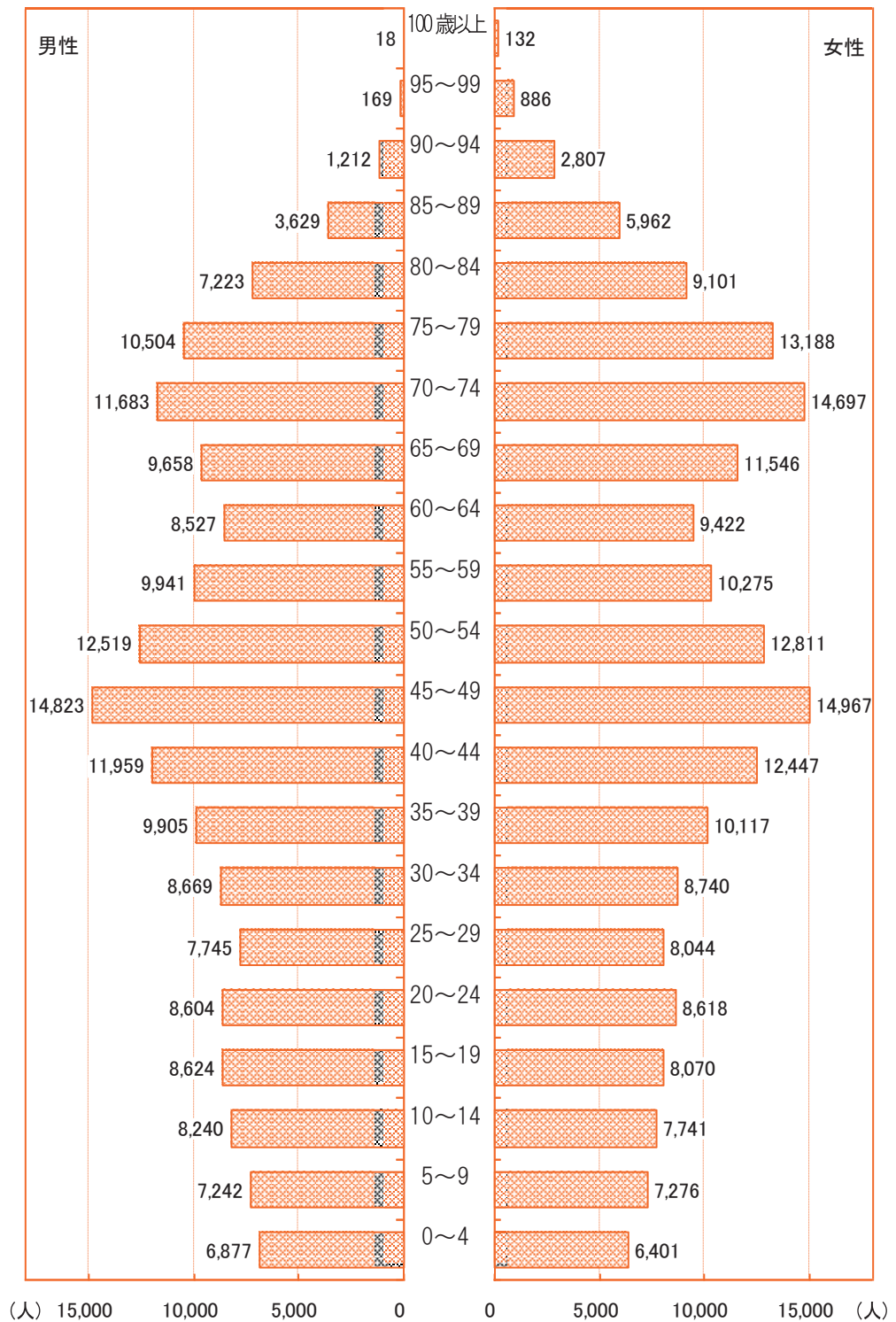
人口の推移



※住民基本台帳人口（各年度末現在）

人口ピラミッド

年齢

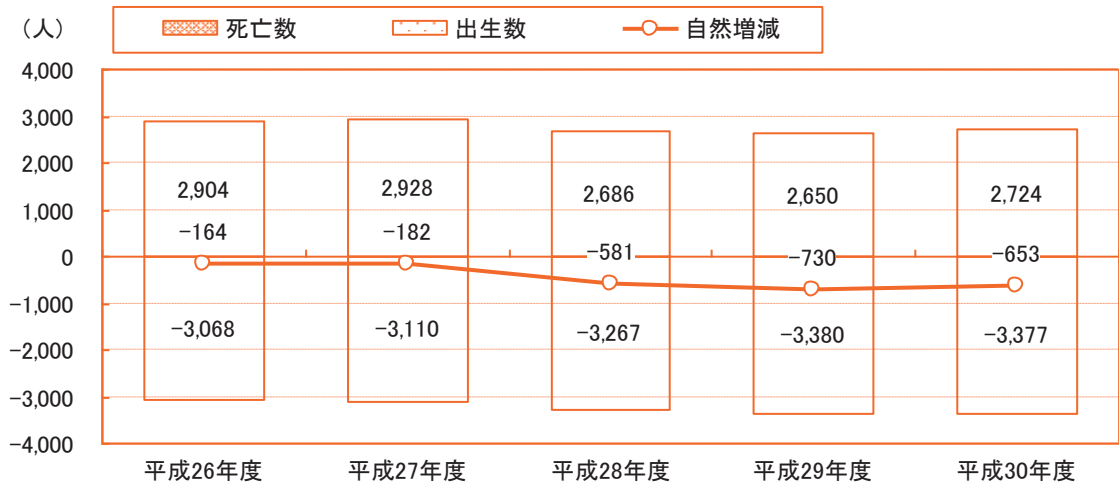


※住民基本台帳人口（令和元年度末現在）

② 自然動態と社会動態の推移

出生数・死亡数の推移を見ると、出生数については年により増減はありますが減少しつつあります。一方、死亡数については高齢化の進行に伴い増加しています。こうした結果、「自然減」が続く状況になっています。

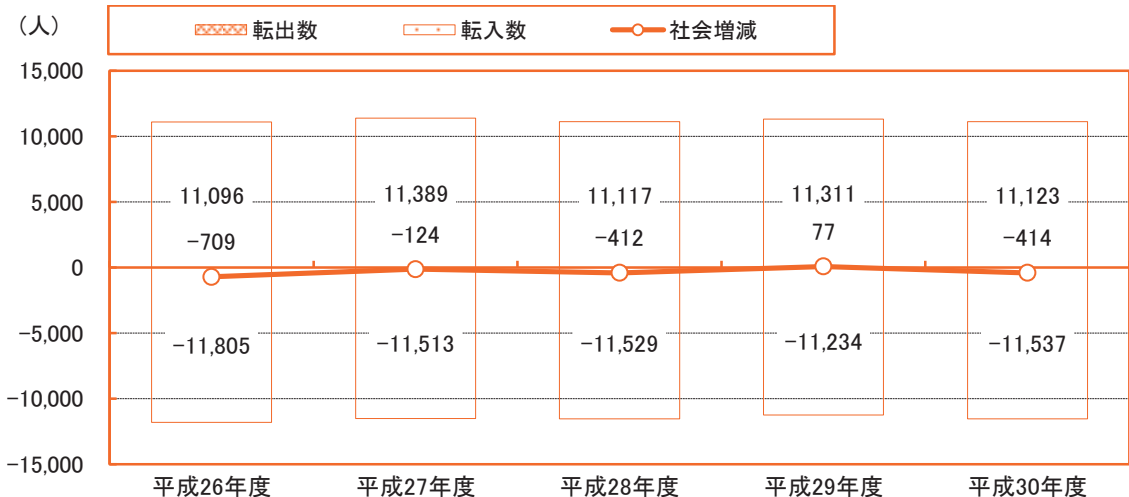
出生数・死亡数の推移



※高槻市統計書（各年12月末現在）

転入数・転出数の推移を見ると、転入数・転出数とも増減しつつ横ばい傾向にありますが、転出者の数が転入者の数を上回る「社会減」の状況になっています。

転入数・転出数の推移

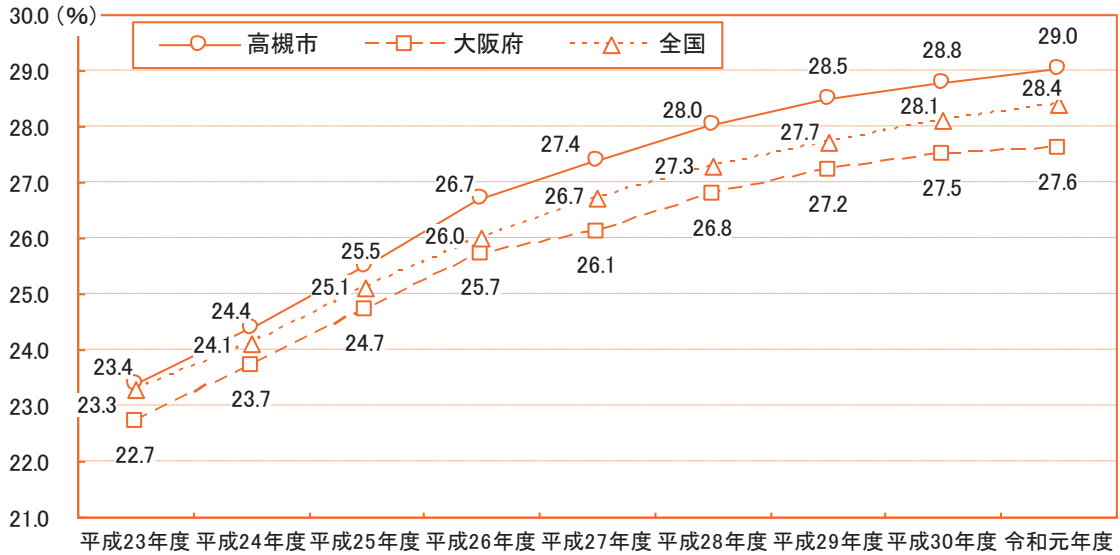


※高槻市統計書（各年12月末現在）

③ 高齢化率の推移

高齢者人口の増加とともに、高齢化率も年々上昇し、令和元（2019）年9月末現在29.0%となっており、全国平均（28.4%）より上回っています。

高齢化率の推移

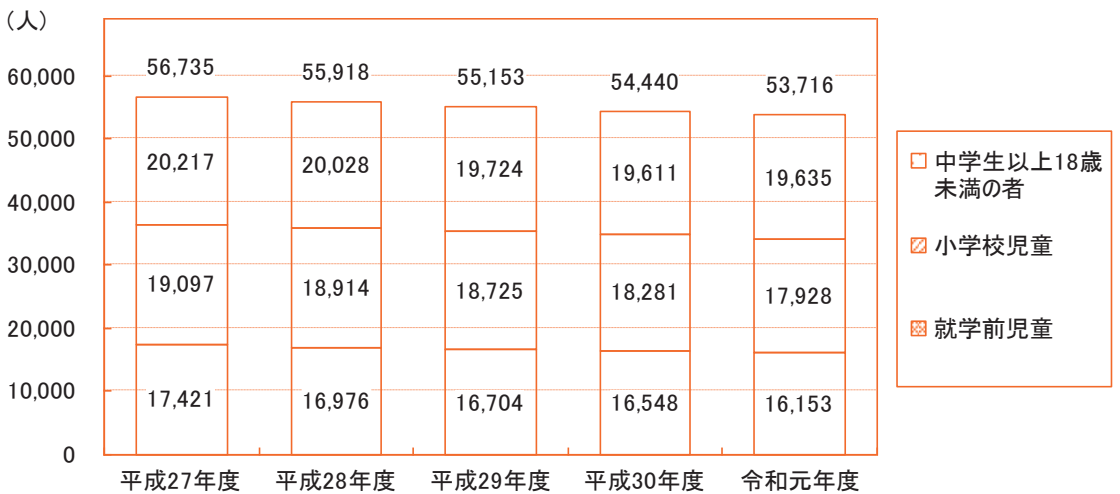


※市は住民基本台帳人口（各年9月末現在）、全国・大阪府は国勢調査及び推計人口（各年10月1日現在）

④ 児童人口の推移

児童人口は、令和元（2019）年度末現在で53,716人となっており、年々減少しています。

児童人口の推移

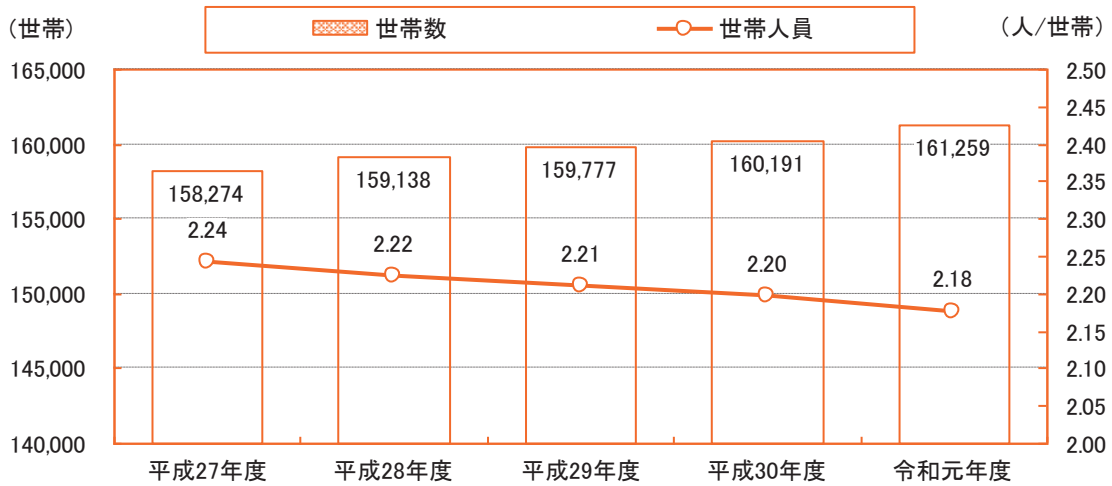


※住民基本台帳人口（各年度末現在）

⑤ 世帯数等の推移

世帯数は毎年増加が続いており、令和元（2019）年度末現在161,259世帯となっています。一方で、1世帯あたりの世帯人員は減少が続いており、令和元（2019）年度末現在2.18人となっています。

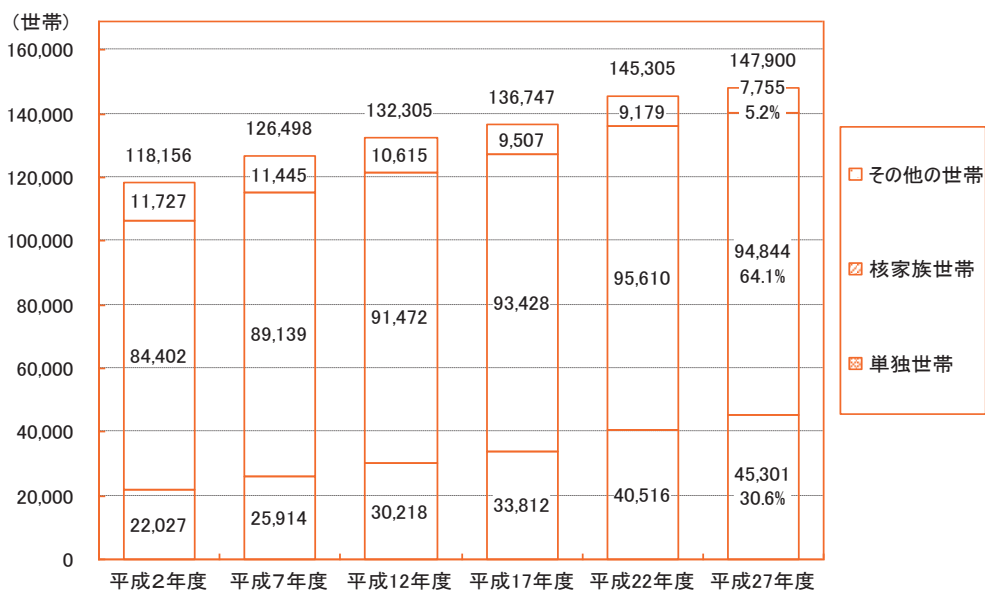
世帯数及び世帯人員の推移



※住民基本台帳人口（各年度末現在）

世帯構成の推移を見ると、単独世帯（ひとり暮らし）が増加しており、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯）は平成27（2015）年度には減少に転じ、三世帯世帯などその他の世帯が減少しています。

世帯構成の推移



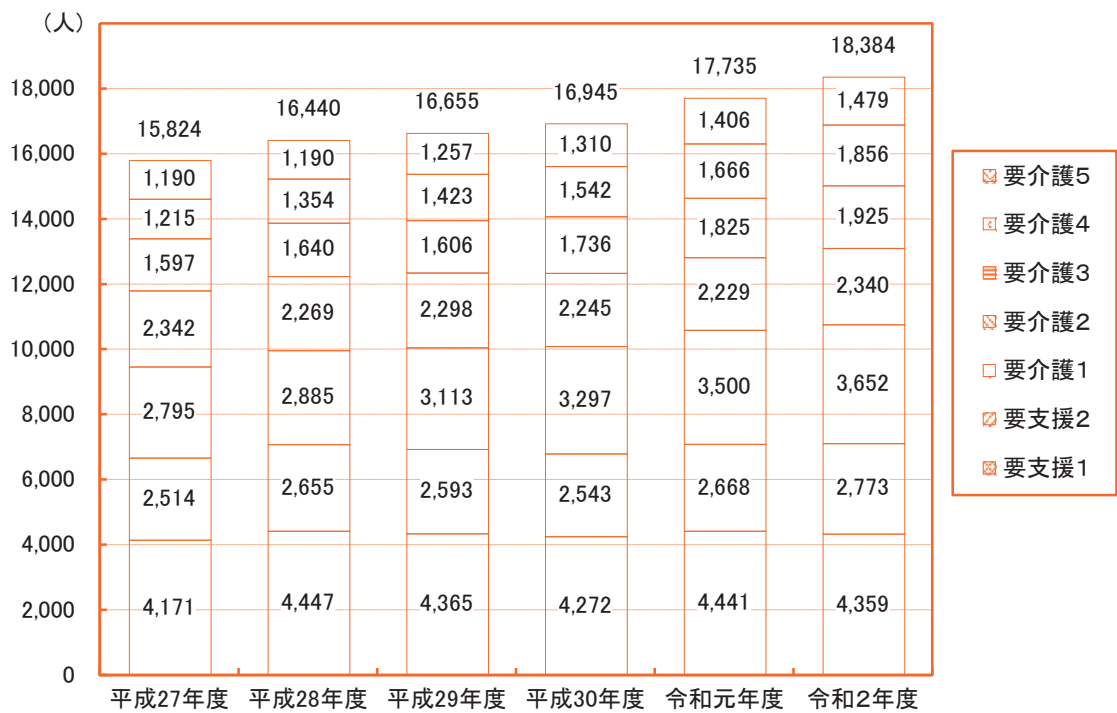
※国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 支援を必要とする人の状況

① 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険制度の要支援・要介護認定者数は増加の一途をたどっており、令和2(2020)年9月末現在では18,384人となっています。今後の高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加するものと考えられます。

要支援・要介護認定者数の推移

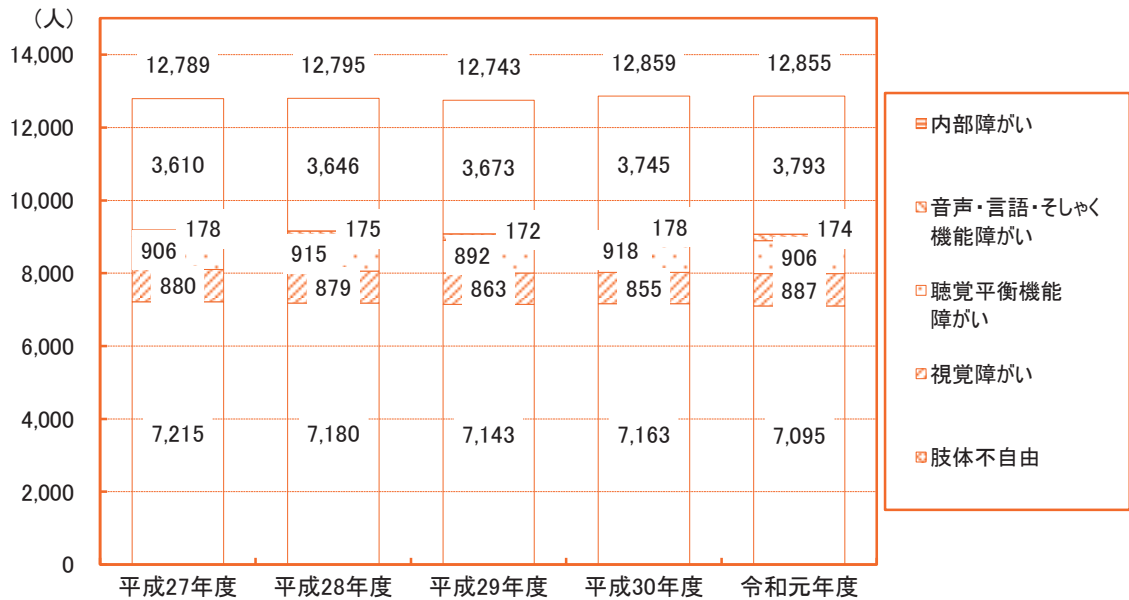


※介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

② 障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は、令和元（2019）年度末現在で12,855人となっており、ほぼ横ばいとなっています。

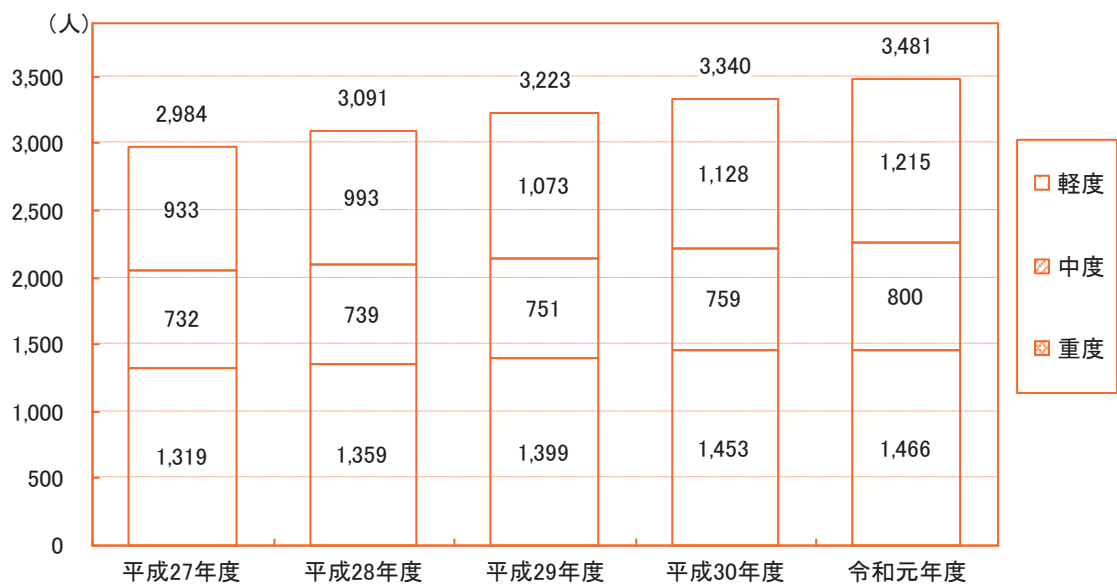
身体障がい者手帳所持者数（部位別）の推移



※高槻市統計書（各年度末現在）

療育手帳所持者数は、令和元（2019）年度末現在で3,481人となっており、毎年増加が続いています。

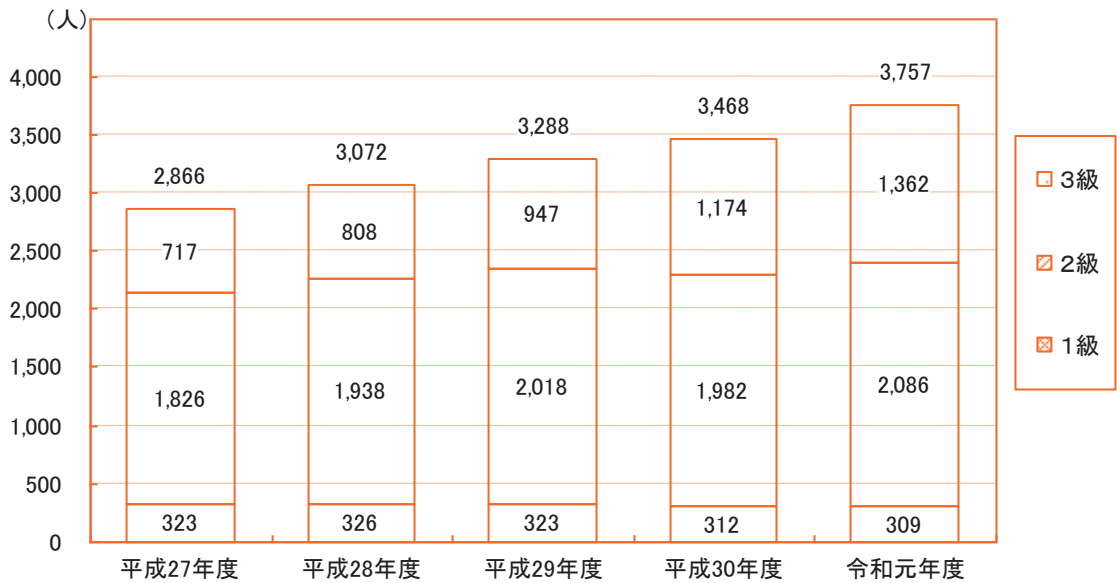
療育手帳所持者数の推移



※高槻市統計書（各年度末現在）

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元（2019）年度末現在で3,757人となっており、毎年増加が続いています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



※高槻市統計書（各年度末現在）

（3）ボランティア・NPOの状況

ボランティア・市民活動センターには、平成26（2014）年度は159人の個人と75の団体、令和元（2019）年度は242人の個人と89の団体が登録しています。

また、市民公益活動サポートセンターには、平成26（2014）年度は157団体（44法人）で、令和元（2019）年度は198団体（63法人）が活動登録しています。

(4) 成年後見制度及び再犯防止に関する状況

① 成年後見制度

- 裁判所のデータ（概数）では、令和元（2019）年度の高槻市に住所がある人の成年後見関係事件の申立件数は112件であり、うち後見開始の申立件数が82件と法定後見制度の73.2%を占め、保佐開始が18件、補助開始が11件です。また、任意後見監督人選任の申立件数は1件です。
- 令和元（2019）年度の高槻市に住所がある成年後見制度の利用者について、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係を見ると、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が75%、親族が18.1%、法人が6%などとなっています。
- 令和元（2019）年度の成年後見制度による市長申立の件数は20件（高齢者17件、障がい者3件）です。

② 再犯防止

【大阪府の状況】（資料：大阪府再犯防止推進計画）

- 平成30（2018）年の刑法犯検挙人員15,918人のうち再犯者は8,123人で、その割合は51.0%であり、平成25（2013）年の46.8%から上昇しています。
- 平成30（2018）年の新受刑者数1,430人のうち再入者数は908人で、その割合は63.5%であり、平成25（2013）年の57.6%から上昇しています。

【高槻警察署管内（高槻市及び島本町）の状況】（資料：法務省）

- 平成30（2018）年の刑法犯検挙人員（20歳未満の少年を除く）238人のうち再犯者は100人で、その割合は42.0%（大阪府は52.2%、全国は50.5%）です。また、再犯者100人のうち窃盗犯が49人を占めます。
- 上記の238人のうち犯行時の年齢が65歳以上は63人で、その割合は26.5%（大阪府は21.7%、全国は24.6%）です。また、犯行時の年齢が65歳以上の63人のうち窃盗犯が45人を占めます。
- 上記の238人のうち犯行時の無職者は104人で、その割合は43.7%（大阪府は45.2%、全国は45.9%）です。また、犯行時の無職者104人のうち窃盗犯が67人を占めます。

2

第3次計画の現状と課題

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを計画期間とする第3次計画では、3つの基本目標に基づき、市と社会福祉協議会が連携し、取組を推進してきました。本計画の策定に向け、第3次計画の現状評価、課題の整理を行いました。

基本目標1

日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる

方針1 ご近所の関係づくりと地域の連携

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練や「災害時要援護者支援事業」など、災害時の助け合いの必要性をきっかけにして、日頃からの地域での支え合い、助け合いについて啓発を行いました。 ○老人クラブ、地区コミュニティや地区防災会の活動の支援を行い、地域組織の活性化及び参加の促進を図りました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地区担当職員が定期的な地区への訪問などにより、各地区の活動に対する相談・助言、新たな取組へのアプローチを行い、活発な地区活動を展開し、地区の福祉活動の充実を図りました。 ○市民から預託された善意の寄付金を地域福祉を目的とする団体・事業に支援し、地域福祉の推進を図りました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

○困りごとを抱える人の孤立化を防ぐとともに、災害時に「自助」「共助」の地域力を発揮するためにも、地域住民同士の顔の見える関係づくりが重要です。あいさつや地域行事への参加を通じて地域住民がつながり、日頃からお互いに気にかけて支え合い、助け合いの関係性を育むことが必要です。

方針2 地域の見守り体制の強化

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○セーフティボランティア活動を通じた、地域の人々と子どもたちの顔の見える関係の構築や、地域安全センターによる地域の安全ネットワークの充実、「こども見守り中」の旗の掲示協力家庭の募集等により、地域で子どもを見守る意識づくりに努めました。 ○高齢者、障がい者、児童等に対する虐待の予防、早期発見・対応に向けて、市民への周知啓発を行い、関係機関とともに体制整備に努めました。 ○高齢者地域支えあい、認知症初期集中支援チームの設置・運用、徘徊模擬訓練など、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等に対する地域での見守り、ネットワークを強化しました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちかど相談等を通じて、地区福祉委員会や民生委員児童委員等と連携し、孤立している人の把握及び相談支援を行いました。 ○民生委員児童委員・地区福祉委員会合同研修会を実施するなど、地域における連携・協力の取組を進めました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 子どもたちを犯罪から守るため、引き続き、警察や防犯関係団体等と連携しながら、セーフティボランティアの確保など、地域の子どもは地域で見守る意識づくり及び子どもが安全に安心して暮らせる地域づくりを進めることが重要です。
- 虐待を未然防止し、早期発見・早期対応を行うため、関係機関の連携強化と、地域における気づきや見守りが重要です。
- 本市における高齢化率は令和元（2019）年度に29%となり、75歳以上の後期高齢者数が前期高齢者数を上回りました。だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への見守り体制がますます重要になっています。

方針3 災害時要援護者支援体制の強化

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の同意に基づき、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する要援護者情報の提供を行いました。 ○市内各地域で地域の団体が実施する災害時要援護者支援訓練の支援を行いました。また、「地域の取組事例」を作成・更新し、地域での要援護者支援の取組を支援しました。 ○大阪府北部地震における状況等を踏まえ、安否確認の実施基準や手法について整理するため、地域の団体との意見交換等を行いました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体の協力のもと、災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを訓練形式で継続的に実施していたことが、大阪府北部地震の際にセンター運営の一助となりました。 ○「災害協力ボランティア」の登録を継続的に働きかけた結果、大阪府北部地震の際にボランティアの支援を受けられることにつながりました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 大阪府北部地震における状況等を踏まえ、地域で災害時要援護者支援に携わる団体や、要援護者の状況を日頃から把握している相談支援機関や事業所等と連携・協力し、要援護者に対する支援体制の整備をさらに進めていく必要があります。また、避難所生活における福祉的な支援や、在宅生活を行う住民の福祉ニーズへの把握と対応が求められます。
- 災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション訓練を引き続き実施し、「災害協力ボランティア」の育成や、関係機関・団体との連携・協力体制の構築を図ることが必要です。

方針4 地域の交流の場づくり

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none">○地域活動拠点施設であるコミュニティセンターにおいて、バリアフリー化による利用者の利便性向上のため、エレベータの設置工事を完了しました。○全公民館で乳幼児セミナー「公民館とびだせ絵本」を実施し、子育て世代の支援に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりと社会貢献を目指す稲穂塾や人権講座の充実を図りました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○地域のだれもが立ち寄り、憩い、集える場である喫茶型サロン「ふれあい喫茶」は、老人クラブや自治会等が運営に協力している地域や、福祉のまちかど相談を併設する地域があるなど、取組が発展しました。○居場所づくり研修会や地区単位の交流会では、情報交換により課題を共有できたことで、地区間の連携促進と取組の充実につながりました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 市内64か所で「ふれあい喫茶」が実施されるなど、地域住民が集うことのできる場の充実が図られています。また、「ふれあい喫茶」に福祉のまちかど相談を併設するなど、機能の充実も図られるようになっており、好事例を他地域にも拡大していくことが必要です。
- 少子化・核家族化が進む中、地域住民同士の多様なつながりが生まれやすい環境をつくるため、例えば子どもたちが多世代と関わる取組など、だれもが参加しやすい場を増やしていくことが必要です。
- 地区ごとの「地区福祉活動計画」策定への参画や生活支援コーディネーターが中心となったワークショップの開催など、地域住民が自ら住む地域について考え、意見交換を行う場づくりも重要です。

基本目標2

「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、対応できる仕組みづくりを目指す

方針1 住民による生活課題の発見とニーズ把握の体制づくり

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員制度創設100周年の機会をとらえ、広報誌及びケーブルテレビでの特集、ホームページの充実、リーフレットの配付等を通じて、活動の理解促進に努めました。 ○地区福祉委員会の活動を広報誌で紹介するとともに、活動を掲載したリーフレットによるPRに努め、参加を呼びかけました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地区ごとの「地区福祉活動計画」の策定にあたり、民生委員児童委員、地区コミュニティ、老人クラブ、社会福祉施設、学校、PTA等に参画を呼びかけ、地域活動の周知や課題の整理等について連携しました。 ○「地区福祉活動計画」策定済みの地区では、生活支援コーディネーターが中心となりワークショップを行うなど、計画の推進を支援しました。 ○福祉のまちかど相談の開設により、地区福祉委員会の相談が強化され、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携促進につながりました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 包括的な相談支援体制の整備に向けて、住民に身近な地域での相談の場が求められています。「福祉のまちかど相談」などを中心とした取組の充実を図る必要があります。
- 地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員については、なり手不足が深刻な問題となっており、地域住民の高齢化などを背景として活動の負担が増えています。地域全体でなり手を発掘する意識の醸成とともに、民生委員児童委員が活動しやすい環境を整備するため、支援の充実が求められています。
- 地域で活動するさまざまな関係者の参加のもと、地域の特徴・課題にあった「地区福祉活動計画」の策定に取り組んでいます。策定済の地区に対しては計画の推進と新たな内容の反映について支援するとともに、全地区での策定に向けて、引き続き、未策定の地区への働きかけが必要です。

方針2 相談体制の充実・あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントの強化

これまでの主な取組・成果	
市	○高齢者、障がい者、生活困窮者等の福祉の総合相談窓口である「福祉相談支援課」を設置するなど、相談支援体制の充実を図りました。
市・ 社会福祉協議会	<p>○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を4人から8人に増員し、相談支援体制の充実を図りました。また、「福祉のまちかど相談」の拡充、ひきこもり・発達障がい当事者と家族の居場所「ハイフン」など、困りごとを抱える住民を支援する取組を進めました。</p> <p>○社会福祉協議会の貸付事業や「ハイフン」、食品預託払出事業などで、CSWと生活困窮者自立相談支援事業の連携により、ニーズに寄り添った支援を行いました。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援コーディネーターの活動や「高齢者生活支援ネットワーク協議会」の開催を通じて、地域の生活支援ニーズや社会資源の把握、ネットワーク構築を推進するとともに、生活支援を行う団体や通いの場の情報を見える化しました。また、生活支援の担い手となる人材確保及び養成、活動先とのマッチングに取り組みました。</p>

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、地域包括ケアシステムの理念を障がい者、児童、生活困窮者などの各福祉分野にも当てはめ、包括的な支援体制の整備を進める必要があります。
- 各分野の相談支援機関やCSW、社会福祉施設、行政等の専門職のネットワークを強化し、本人・世帯の属性に関わらず相談を受け止め、対応する包括的な相談支援を実現していく必要があります。
- CSWの特徴である本人・世帯に寄り添う伴走型支援により、地域の団体やさまざまな社会資源と連携しながら、社会とのつながりを意識した支援を行うことが求められています。

方針3 民間社会福祉施設及び各種福祉団体間の連携強化

これまでの主な取組・成果	
市	○説明会等の機会を通じて、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施を促しました。
社会福祉協議会	○地区福祉委員会が主催するサロンでの障がい者施設利用者の就労訓練、食事会参加者の送迎時の福祉施設の協力など連携を進めました。 ○保育園の園庭開放に民間社会福祉施設連絡会の「あゆむ」相談員が巡回する取組は、相談体制の確立により終了し、その後は、会員施設の相談機能向上と施設間の連携を目指し、「たかつき福祉基礎講座」を実施しました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

○高槻市民間社会福祉施設連絡会による「あんしんねつとあゆむ」の社会貢献の取組が行われています。地域における社会資源である民間社会福祉施設間の連携・協力について、今後も進めていくことが望まれます。また、地域のつながりを強化するため、地域の団体と民間社会福祉施設とのさらなる顔の見える関係づくりが望まれます。

方針4 サービス利用の支援と制度の谷間にある人への支援

これまでの主な取組・成果	
市	○成年後見の申立を行う親族がいない人を対象に市長申立を行うとともに、成年後見を申し立てる親族への相談に応じました。 ○大阪府内自治体とともに市民後見人の養成に取り組みました。
社会福祉協議会	○日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、相談、日常的金銭管理サービス）を実施し、自立生活の支援を図りました。 ○生活支援サポーターの養成講座を増やし、登録者数、相談数が増加しました。サポーターでは対応困難なケースについても、地域包括支援センター等との連携を図ることにより対応しました。 ○移送サービス事業や車いすの貸出事業により、外出困難な人の通院や社会参加の促進、利便性の向上に努めました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

○高齢化により、認知症や判断能力が低下した人が増えており、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者が今後ますます増加することが予想されます。成年後見制度等の利用を促進するなど、権利擁護の体制の充実が必要です。
○制度の狭間にある人や、介護保険などの行政サービスでは対応できない多様なニーズに応えるため、生活支援サポーター等のボランティアの育成などに引き続き取り組むことが重要です。

方針5 情報提供・発信の充実

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none">○ガイドブックの作成、職員出前講座の実施をはじめ、福祉や消費生活に関する情報提供・発信の充実に努めました。○市の社会福祉士採用職員で構成する社会福祉士連絡会が、地区福祉委員会等を対象として、市の福祉サービスについての講座を行いました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○地区福祉委員会が主体となった研修会や講座を開催することにより、地域住民が参加しやすい環境づくりを行い、福祉活動に関心を持ってもらえるよう、地区活動を推進しました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 福祉制度・サービスについて、わかりやすい情報提供を行い、安心して福祉サービスを利用できるようにする必要があります。また、必要な人に情報が届くよう、広報誌・ホームページ等のほか、地域のネットワークを通じて個別に情報提供を行うなど、受け手に応じて情報提供・発信の方法を工夫することが重要です。
- 引き続き、地区福祉委員会が主体となった研修会や講座を開催し、自らの住む地域や福祉活動への関心を高めることが必要です。

基本目標3

地域福祉活動に主体的に参加する人づくり・組織づくりを行う

方針1 地域福祉を支える人材づくり

これまでの主な取組・成果	
市	○認知症サポーター養成、手話講習会などの講座の実施や、ボランティア体験講座によるボランティアの担い手の育成に取り組みました。
市・ 社会福祉 協議会	○地域での支え合いの取組を推進することを目的として、新たな福祉課題等について、地域で福祉活動に携わる人を対象とした研修を実施しました。 ○包括的な支援体制の整備に向けて、全国社会福祉協議会から講師を招いた研修や「多機関協働研修会」を開催し、地域で活動する団体や関係機関等の意識醸成、連携強化を図りました。
社会福祉 協議会	○地区福祉委員会を対象に、新任役員研修会や調理ボランティア研修会などの各種研修会を実施し、参加者同士の意見交換、スキルアップを図りました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- ボランティア講座・体験等を受講した人が、実際にボランティア活動に活かすことができるよう、講座受講後の支援が重要です。市や社会福祉協議会では、各分野のさまざまなボランティアを養成しており、各種ボランティアの交流や活動の幅を広げる取組が望まれます。
- 地域福祉活動に携わっている人の高齢化、固定化が進んでいるため、あらゆる人が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、次の世代に活動を引き継いでいく意識のもと、幅広い層の参加者を募り、福祉活動の裾野を広げていくことが必要です。また、活動を先導するリーダー役の育成・支援が重要な課題です。

方針2 ボランティア活動・NPO活動の推進

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・市民活動センター、市民公益活動サポートセンターへの支援を通じてボランティア活動・NPO活動の推進を図りました。 ○介護予防・生活支援サービス事業者研修と生活支援サポーター養成講座を一体的に開催することで、広く高齢者支援の担い手確保に取り組むとともに、高齢者の社会参加促進に取り組みました。 ○福祉活動を行う市民・団体に地域福祉会館の会議室等を貸し出しました。また、地域福祉会館に設けたボランティア・市民活動センター活動室を活用し、ボランティアの交流の場を充実し、活動を支援しました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動を推進するため、ボランティア相談への対応やニーズの調整など、ボランティア・市民活動センター事業の充実に努めました。また、ボランティア入門講座を実施し、新たな人材の発掘に努めました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- ボランティア・市民活動センター及び市民公益活動サポートセンターの取組の支援を行い、ボランティア活動やNPO活動の充実を図っています。支援が必要な人に適切な支援、サービスが提供されるよう、ボランティアやNPOによる支援と、地域の団体とが連携した取組が引き続き求められます。

方針3 人権施策及び福祉教育の推進

これまでの主な取組・成果	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識の高揚を図るため、市民や市職員等への研修の実施や啓発、情報提供に努めました。また、学校や幼稚園、保育所など、さまざまな場において、体験学習や福祉教育を通して福祉意識の醸成を図りました。 ○心のバリアフリーの推進を目的に、教育用副読本を作成し、全小学校へ配布するとともに、視覚障がい者疑似体験セットの貸し出しを行いました。 ○住民の障がい児者への理解を促進するため、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等の開催を支援しました。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会や地域包括支援センター、公民館や学校等、さまざまな団体を対象に「わくわくチャレンジ講座」を実施し、福祉の意識向上に努めました。

第4次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 人権啓発・人権教育の推進に努めるとともに、思いやりの心や命の大切さを幅広い層の市民に伝える取組を進めています。また、さまざまな機会を通じて福祉教育を進めるとともに、市及び社会福祉協議会による職員出前講座を開催し、福祉に関する啓発、理解促進に努めています。
- 心のバリアフリー等の推進においては、すべての人を対象とした概念であるユニバーサルデザインの視点を踏まえることが求められます。

3

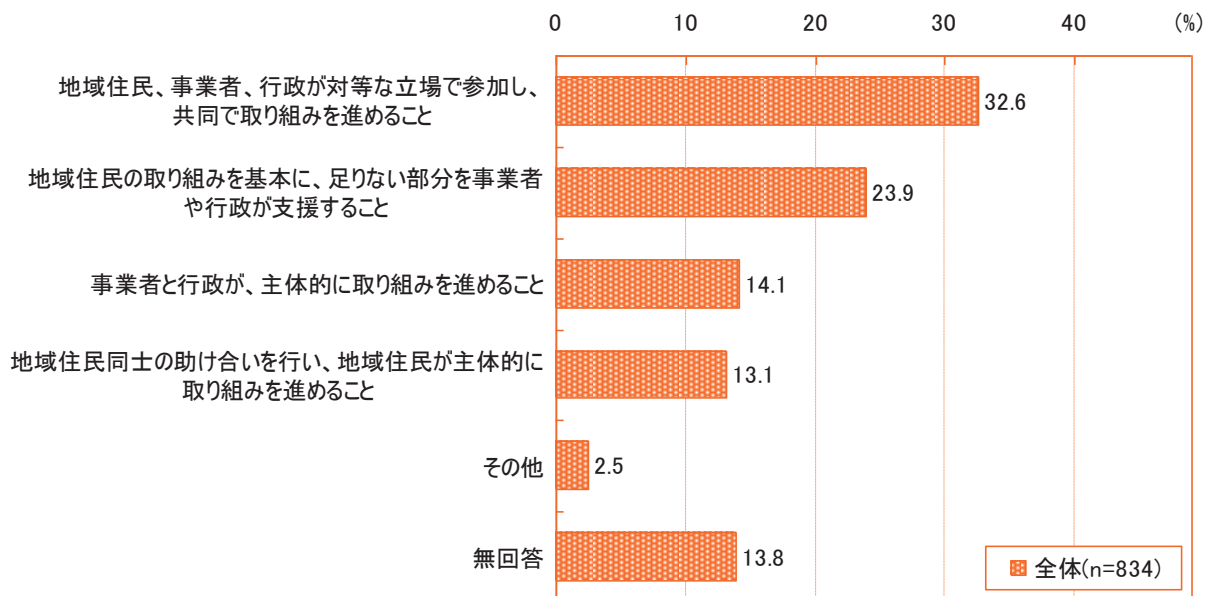
市民意識調査結果

市政に市民意識を反映するために例年実施している市民意識調査において、地域福祉に関する質問を設けました。主な調査結果については次のとおりです。なお、調査結果の詳細は、令和元年度高槻市市民意識調査報告書に掲載しています。

調査対象	高槻市に居住する18歳以上の男女 2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収（Web回答を併用）
調査期間	令和元（2019）年11月28日～12月16日 ※本集計結果は令和2（2020）年1月6日までの到着分をもって集計しました。
回答状況	回収数 728件（うち無効回答1件）・Web回答 107件／有効回答数 834件

① 地域福祉における住民・事業者・行政の役割

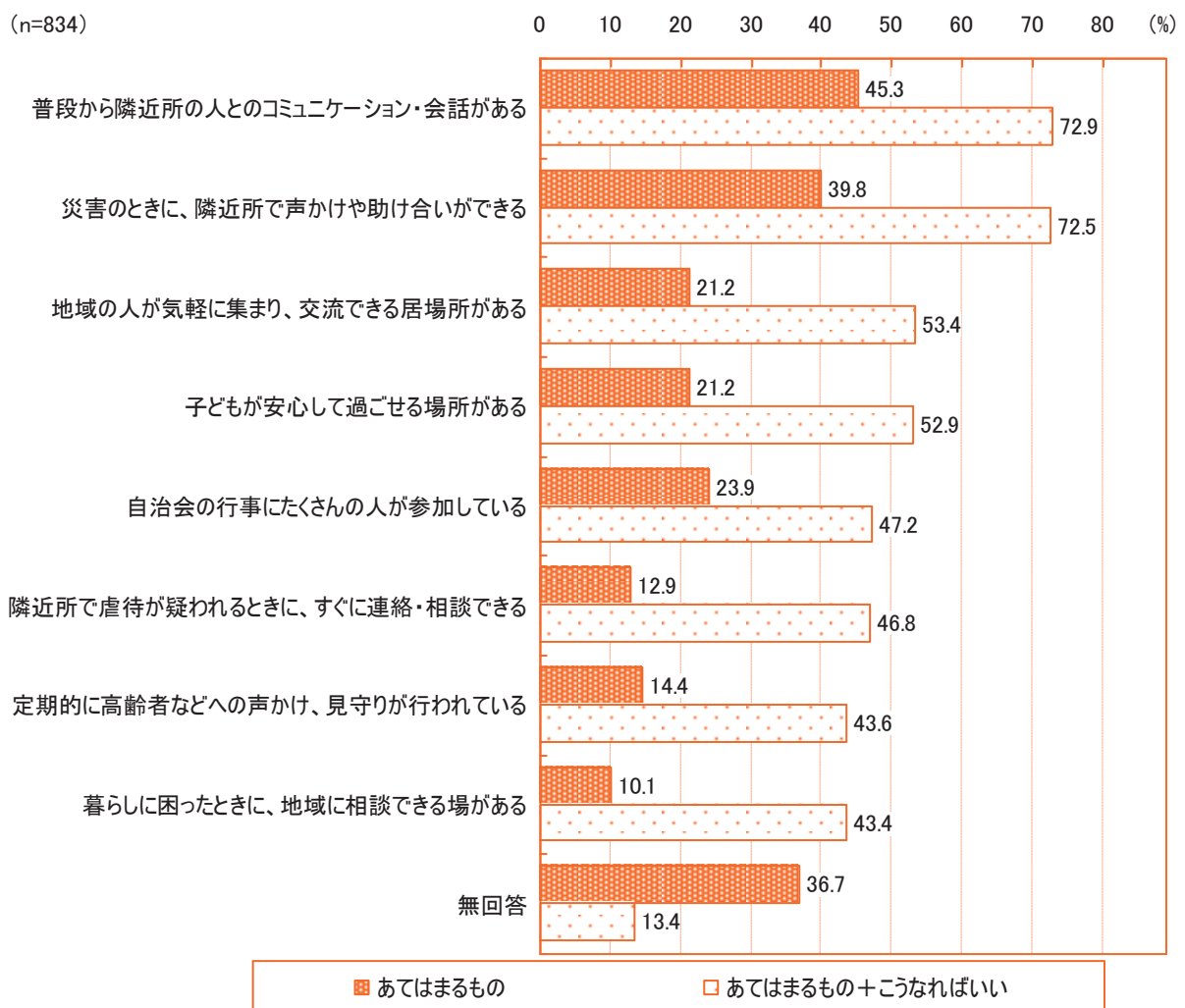
「地域住民、事業者、行政が対等な立場で参加し、共同で取組を進めること」が32.6%と最も多く、次いで「地域住民の取組を基本に、足りない部分を事業者や行政が支援すること」が23.9%、「事業者と行政が、主体的に取組を進めること」が14.1%、「地域住民同士の助け合いを行い、地域住民が主体的に取組を進めること」が13.1%となっています。



② 居住地域の現状とあるべき姿

居住地域にあてはまると答えた人が多いものは、「普段から隣近所の人とのコミュニケーション・会話がある」(45.3%)、「災害のときに、隣近所で声かけや助け合いができる」(39.8%)、「自治会の行事にたくさんの人が参加している」(23.9%)、「地域の人が気軽に集まり、交流できる居場所がある」と「子どもが安心して過ごせる場所がある」(各21.2%)などとなっています。

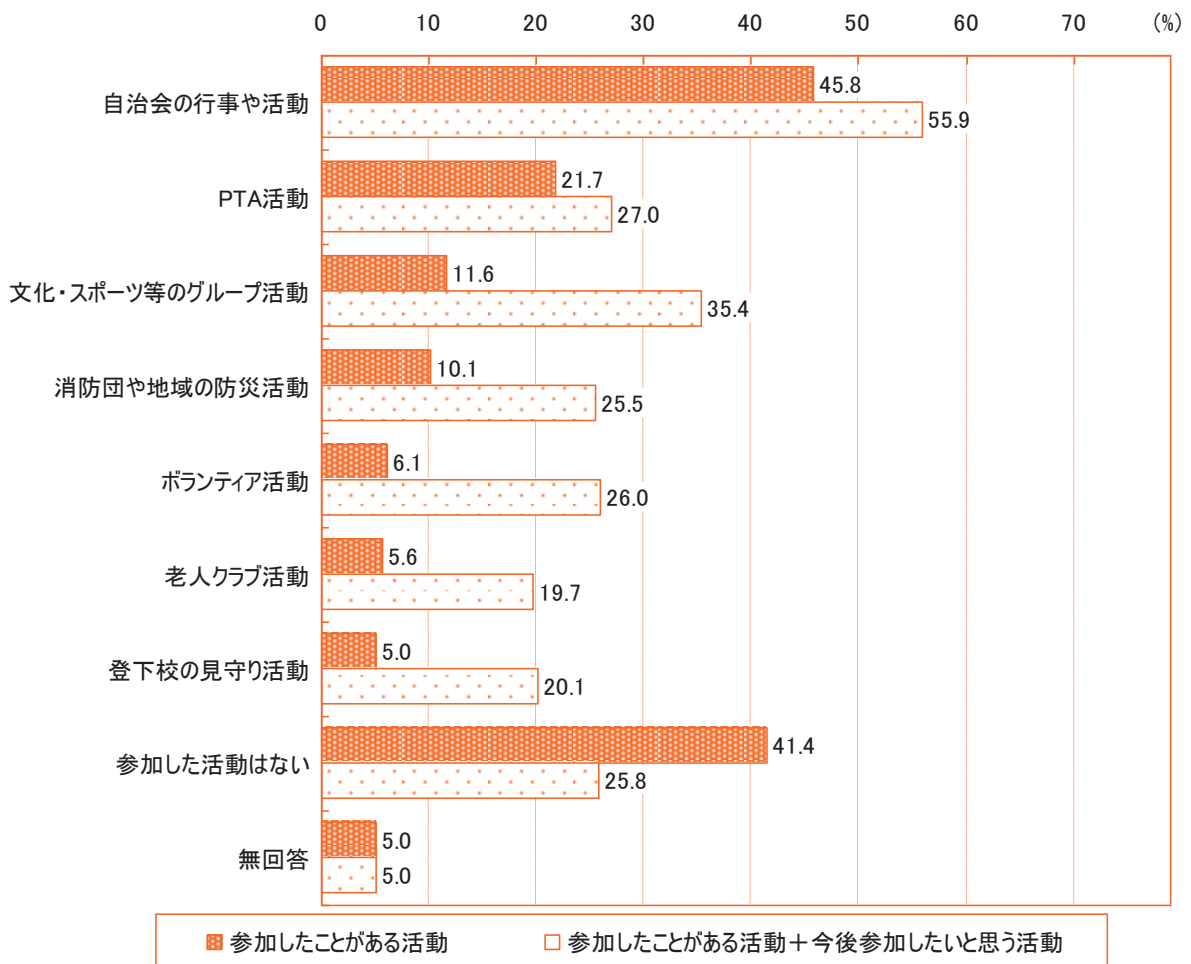
地域の状況として「あてはまるもの」と「あてはまらないが、こうなれば良いと思うもの」を合わせた結果も「普段から隣近所の人とのコミュニケーション・会話がある」が72.9%と最も多く、「災害のときに、隣近所で声かけや助け合いができる」も72.5%とほぼ同じ割合となっています。



③ 地域の活動への参加状況

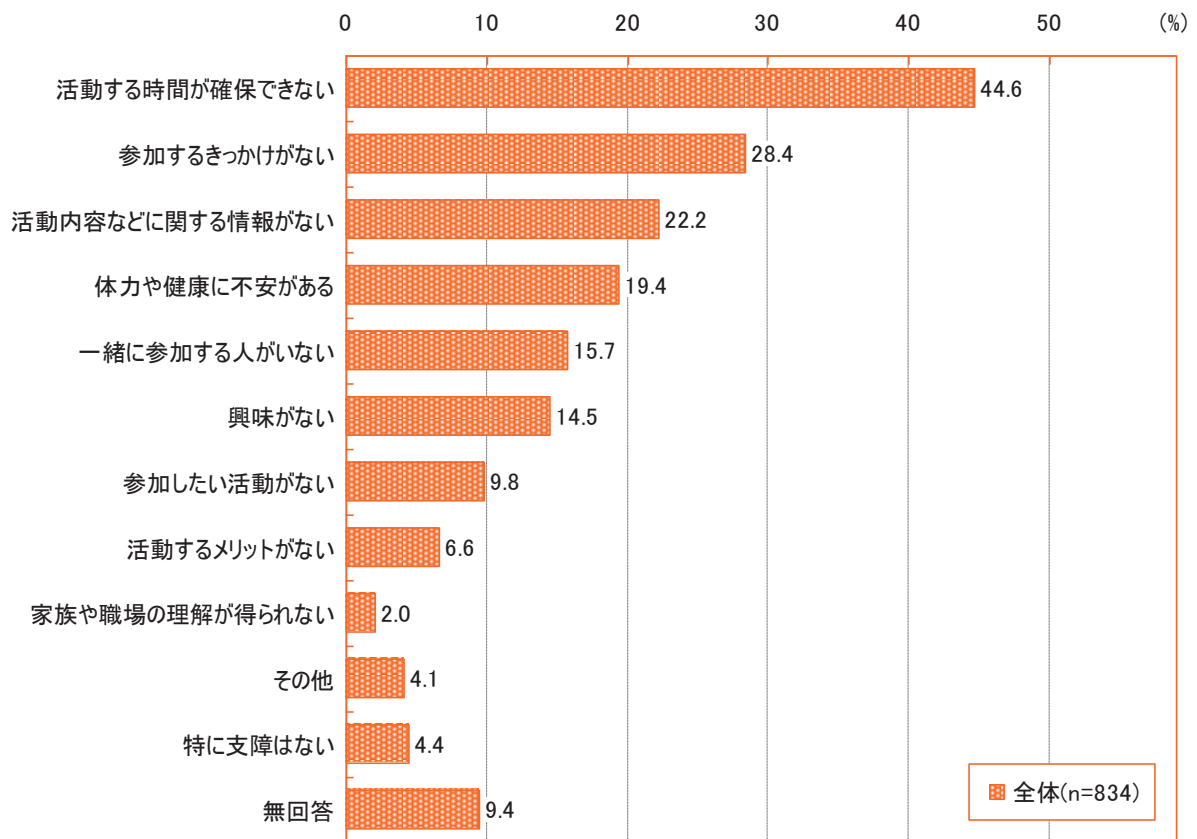
53.6%の人が何らかの地域の活動に参加経験を持っています。内容別には、「自治会の行事や活動」が45.8%と最も多く、次いで「PTA活動」が21.7%、「文化・スポーツ等のグループ活動」が11.6%、「消防団や地域の防災活動」が10.1%などとなっています。

参加したことがある活動と、今後参加したいと思う活動を合わせた結果については、「自治会の行事や活動」が55.9%、「文化・スポーツ等のグループ活動」が35.4%、「PTA活動」が27.0%、「ボランティア活動」が26.0%、「消防団や地域の防災活動」が25.5%、「登下校の見守り活動」が20.1%、「老人クラブ活動」が19.7%などとなっています。



④ 地域の活動に参加する際に苦勞したり、参加しにくい理由

「活動する時間が確保できない」が44.6%と最も多く、特に40～59歳では67.4%、18～39歳も59.4%を占めています。これに次いで「参加するきっかけがない」が28.4%、「活動内容などに関する情報がない」が22.2%となっており、年齢の低い人で多くみられます。一方、「体力や健康に不安がある」は60歳以上で32.0%となっています。



4

地域の取組状況の把握

本計画の策定にあたって、広く住民の意見を取り入れるため、日頃から地域福祉活動を推進している地区福祉員会に、これまでの取組や地域の現状等について意見の聞き取りを実施しました。

対象地区	樫田、北清水、真上、日吉台、若松、北阿武野、寿栄川添
実施期間	令和元（2019）年12月～令和2（2020）年4月
集約方法	住民懇談会及びアンケートにより意見収集

基本目標1 日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる

方針1 ご近所の関係づくりと地域の連携

- ・ 小学校の校長先生と小まめに連携できている。
- ・ 公園で遊んでいる自閉症と思われる子どもに何度か声をかけているうちに、笑顔を見せてくれるようになった。声掛け、歩み寄りは大切だと思う。
- ・ 以前、「ふれあい喫茶」に障がいのある女性が来られていた。障がい者作業所にも通っているようだが、本人はあまり楽しくない様子。地域で見かけると声を掛けるようしており、向こうも応じてくれるので、何かしら人とのつながりを求めているのではないか。
- ・ 「ふれあい喫茶」に誘いを受け、今までは班内と特定の人との交流しかなかったが、広範囲の人々と友人知人になり、行動も広がった。
- ・ 新興住宅と古い住宅との交流がない。
- ・ 核家族化で人に聞けない代わりに、スマホやパソコンで情報を得られるようになり、情報量が多くなりすぎている中で、色々な個性や年齢、経験を持った大人たちに囲まれて、子どもが育つとよいと思う。
- ・ 若い時のように、遠くの職場や教室へ出かけることが無くなり、近所の友人・知人とスーパーへ行ったときに出会いおしゃべりする人が大切になってくる。地域のつながりが年々強くなるよう、みんなが努力する必要がある。
- ・ ひとり暮らし高齢者への見守りや声かけの強化。食事会への参加を促す。
- ・ 障がい者施設と小学校との交流がある。卒業生が自分の卒業証書を障がい者施設でつくるなど、交流している。[樫田地区]
- ・ 人の距離が近く、近所のつながりが築けている。[樫田地区]

方針2 地域の見守り体制の強化

- ・ 新しく転入してきた人は顔も分からないので、顔の見える関係づくりが必要。
- ・ 地域としても障がいのある人とのつながりは少ないように感じる。デイサービスなどの障がいサービスを利用している人もあり、直接関わることは以前より少なくなった。障がいのある当事者よりも、その家族と挨拶を交わすことがある。
- ・ 学校とはセーフティボランティアでのつながりがある。
- ・ いきいきサロンに参加する人は増えてきている。ひきこもりがちの人もあるが、声掛けできている。
- ・ 見守りの希望者はいるが、自分が支援する側に回ろうという人は少ない。
- ・ 高齢化が進み、転居される人も多くなり、若い世帯が入居しても共働きの人が多く、昼間は留守の家が多くなり、交流が少なくなった。

- ・顔の見える関係づくり。日頃からの声かけ、挨拶や見守り訪問を実施。地域の支え合いの輪に要援護者から入ってもらえるように心がける。
- ・地区福祉委員会は、小地域ネットワーク活動を通じて、地域の高齢者の交流の場の提供を行っている。高齢者の参加（特に男性）を促す。地域内での孤立化防止が大切。
- ・閉鎖的で、空き家があっても空き家バンクの利用が少なく、外から人が入りにくい。[榎田地区]

方針3 災害時要援護者支援体制の強化

- ・災害時要援護者名簿で把握している。
- ・平成30（2018）年の災害以降から住民の絆はより深まっていると思う。
- ・防災訓練が活発ではなく、無関心の人が目立つ。
- ・人との関りを持つとせず壁を作っている人もいる。そういう人ほど避難所に来ていたりする。
- ・物品の配給所までの交通の便が悪い。拠点までの距離が遠い。
- ・地図上で災害時要援護者のいる世帯を色分けなどして、見える化するよう努めている。
- ・地区防災会では、1世帯から年間100円をもらって、さまざまな防災活動に活用している。年間で約25万円ほど集まるので、水や非常食の確保、ボートや浮き輪といった水害対策用品などを揃えていっている。
- ・災害時要援護者名簿が地区の委員長など主要な人にしか提供されていないため、活用の仕方が分からない。また、提供されていても見たことが無いという人もいる。
- ・「個人情報」という言葉の壁がある。情報を広げることにはできないが、結局近くに住む人の支援が大切なので、地域の見守り対象者には、同意を得て、その人が所属する自治会長には要支援者として名前を伝えている。
- ・高齢者地域支えあい見守りボランティアにも災害時要援護者情報を提供できないのか。活用の方法がもっと明確になれば良い。
- ・地域の防災訓練に、障がいのある人に参加してもらうよう声掛けをしている。結果として防災意識の向上ができたと感じている。また、運営者側も障がい者への対応を考える良い機会になる。
- ・公園があり防災道具がある。
- ・災害時にどのように行動したらよいか。特に芥川の氾濫時等どこに避難すればよいか。
- ・自治会をやめられた地域の皆さんを、災害時、だれがリードして避難場所に案内するのか。
- ・発生時には多くの支援者（特に若い世代）が必要になりますが、その支援者の数は夜間と昼間では違います。昼間は若い世代は仕事等で地域外に出ていることが多いので、そこをカバーできる他のつながりを作ることが必要になってくると思う。地区福祉委員会でも防災指導員の資格を持つ人を増やしてはどうか。
- ・個人でも自分が守れるように危機に対する意識を強く持ってもらいながら、自治会などと協力してやることが必要だと思う。
- ・実際に地震が起きて、大事だと感じたことは、①隣近所の安否確認、情報交換、助け合い②自治会の班単位での安否確認。①、②からあがってくる被災状況の把握、困難に直面している人のお手伝いや相談。
- ・「大災害時一人も見逃さない運動」を展開するため、地区コミュニティ、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等の協働による緊密な連携を図れる組織づくりを行う。
- ・ひとり暮らしの高齢者から、「災害の度にひとりで朝を待つのは怖い。避難所で隣り合わせた人と『怖いですね』と言いながら朝を待つ方がまだ心丈夫だと思う」と言われた。
- ・障がいや介護などの支援が必要な人のための避難所づくり。
- ・災害などでケガをしてしまった時の応急処置の方法等を伝える機会や（色々な事への応急対応が知りたい）、災害自体の情報より、その後起こりうるさまざまな情報を提供してほしい（水道・ガス・電気）。
- ・障がい児者の家族との交流会をさらに拡充して、災害時の安全安心に寄与できる体制づくり。
- ・安否確認のプレートを各戸配布したり、ヘルメットを配布したり、万一災害の時に門扉や玄関にぶら下げて安全確認。プレートが無いときは隣近所で補佐する仕組みづくり等々を実施している。

- ・災害に備える器材は一応備わっているように思うが、ソフト面の充実をいかにすべきか課題は多いと思う。
- ・地域ごとにばらつきがあり、地震等の“いざ”というとき、せめて住居の入口にでも安否確認できる札などを出すなどして、地区福祉委員会と単位自治会に協力して札を作って配布してはどうか。
- ・いざ災害発生時に「誰をどのように助けるか」伝えていない状態が多いかと思われ、具体化することが重要かと思う。災害時に助けを求めている人を把握し、自治会内の各班長へ、各家庭で助けを求めている人を個人情報に関係もあり「口頭」で伝えているが、「どのように助けられるか」を具体化しておらず、今後の課題となっている。
- ・安否確認者の再確認。古くなっているので新しい名簿の作り直し。災害発生時の連絡網の作成、避難場所の各戸配布。
- ・高齢者同士の仲間づくり、特にひとり暮らしの人の安否確認（見守り体制）。災害時の避難場所への誘導、連絡網の作成。

方針4 地域の交流の場づくり

- ・SNSを活用し、自ら知りたい情報だけ得られる世の中になっているため、交流する機会が減っている。
- ・ヒューマンフェスティバルで子どもたちが集まる機会がある。
- ・地域行事が減少しているので、人間同士の交流が減っているように感じる。
- ・子育て中なので、子どもが安全に（通学や公園あそびなど）過ごせたらいい。
- ・子どもが家族以外の大人と触れ合う機会を作っていただけしている。
- ・各地区で集会所があり、老人、子どもが一緒に集える場を作り活動できたら。
- ・マンションについて、管理人室を無料喫茶にして孤独にならないようにする。
- ・居場所をつくるというのは、経済的な問題だけではない。心を満たす場所と考える。
- ・最近は幼児の数も少なく、プレ保育園、プレ幼稚園等を利用する家族も増えています。子育てサロンの参加者も減り、課題となっている。お母さんを孤立させないために、子どもを軸に親子で楽しめる催しを考えられればと思う。
- ・子ども会という組織をつくってバックアップすべき。当事者だけの運営ではつらい面があるように思います。
- ・子育てサロンは幼児が中心なので、小学生や中学生対象の取り組みが毎年1回の子ども祭りだけで終わっている。今後は小学生や中学生と大人が関わり、定例的に実施できる取り組みが重要だが、なかなか困難。
- ・高齢者の多い地域では関心が薄いので、交流のできる機会を作る。ワークショップにも若い人が入って意見を聞かせてほしい。
- ・今年からどぶろく造りが始まるので、地域でPRできれば良いと思う。[檜田地区]
- ・二料山荘、せせらぎの里、菖蒲園など活用できたら良いと思う。ただ営業継続が難しく、後継者がいないなどの諸問題がある。[檜田地区]
- ・道の駅や朝市ができれば地域をPRできるのに。[檜田地区]

基本目標2 「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、対応できる仕組みづくりを目指す

方針1 住民による生活課題の発見とニーズ把握の体制づくり

- ・活動するにしても坂が多くて出歩くのが億劫。
- ・支え合いの中で可能な限り情報共有するよう心掛けている。
- ・学校区とコミュニティを一致させてほしい。
- ・障がいや隠そうとする面もあるので難しい。
- ・障がいについて事例発表等を通じて理解をする場をつくる。
- ・手話の会を通して関わる。
- ・障がい児者親の会はピアカウンセリングが主なので、もう少し支援できることが無いかな聞いてみてはどうか。
- ・家族の人と交流を持ち、それぞれの家族の事情や問題点に少しずつ触れていくことにより、お互いに理解を深めることが出来れば、何かの時に助け合うことが出来るのでは。
- ・障がい児者の家族交流会の継続と充実、障がい者が気軽に参加できるサークルなどがあればいいと思う。
- ・専業主婦、共稼ぎのお母さん、お父さんの困っていることで福祉が関わりをもってお手伝いできるものを知ることから始まるのでは。
- ・社会との関わりが少なくなるので、小さな支援サービスが必要。
- ・「福祉のまちかど相談」は、PR不足なのかお客さんが少ない様子。しかし、コーヒーを飲みながらワイワイお話しするうちに、気がかりなことの答えは自分で見つけているのかも。
- ・障がいのある人の家族が抱えこまない地域づくりを目指す。何か手伝えることはないかアンケートを配布し皆で話し合ってはどうか。みんな年齢が増していくのは同じ。
- ・誰もがいつかは高齢者になるのであるから、助けあい支えあいはとても重要と思う。しかし、一部甘えにつながり自立の芽を摘むことになってないかを常に心して関わるのが大事だと思う。
- ・高齢者率が高いが、元気な人が多くまだ意識が低い。特に高齢者夫妻の動きが見えない。
- ・高齢者が増えてきており、地域の行事にも参加できない人が増えてきた。福祉活動の開催時の場所が遠いので、行きたくても行けないとの声がある。大きな課題。[榎田地区]
- ・困っている人（田植えができていない等）がいれば、それを手伝える地域性ではあるが、受け身の人が多いのも事実としてある。[榎田地区]
- ・地域を循環するマイクロバスが欲しい。[榎田地区]
- ・お店が全くなく、自動販売機もないので困っている。買い物もできない地区になり、転居しかねないような状態になっている。[榎田地区]

方針2 相談体制の充実・あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントの強化

- ・「ふれあい喫茶」に併設して「福祉のまちかど相談」を行っているが、喫茶の場では言いにくいのか、相談があまりない。どちらかといえば、それ以外のところで相談を聞くことが多い。
- ・話しやすい雰囲気、笑顔で対応することは大切だと思う。
- ・CSWにつなぐケースも多く、対応をありがたく感じておられる相談者もいる。
- ・子育て相談会を続けたい。
- ・子育てサロン等が、平日に参加できる幼児がいる家庭が対象になってしまうので、課題に応じて対象者と開催日時を検討してはどうか。
- ・発達障がいの特化した相談員の強化。
- ・相談者を支えるケース会議。
- ・コミュニティセンター内の窓口や「ふれあい喫茶」とっかかりにするなどし、深部への支援のための取り組みをして情報提供などしてもらえたらいいと思う。
- ・いつ、どこで、どんなことが相談できるのか。周知徹底が必要。
- ・交通が不便なため、地域ですぐに対応できるよう支所や小学校に市の総合窓口がほしい。[榎田地区]

方針3 民間社会福祉施設及び各種福祉団体間の連携強化

- ・ 地区福祉委員会では昔遊びを子どもたちに教えているが、保護者との関りは少ない。PTA役員とは顔合わせはするが交流はない。
- ・ 中学校区単位で動くこともあるので、その区域の小学校同士は横のつながりができている様子。
- ・ 学校が地域の活動に協力的だが、課題がある家庭等の相談はない。
- ・ 地区福祉委員会、民生委員児童委員をはじめとした福祉関係者がともに共同連携。
- ・ CSWの周知、民生委員との連携。
- ・ 地域包括支援センターとしては利用者とサービスをつなげるのが仕事だが、榎田には医療・福祉サービスがあまりないので、難しさを感じている。[榎田地区]

方針4 サービス利用の支援と制度の谷間にある人への支援

- ・ 障がいのある人は行動範囲などが制限されているという印象があるが、非常に行動的で逆に勇気をももらうこともある。地域で取り組んでいることが、その人の将来につながっていると感じる。
- ・ 高齢者地域支えあいの見守りをする中で、病院に入院されるなど、一時不在にされている人の情報が分からない。情報共有の在り方を考えたいが、ここでも個人情報の問題にぶつかる。
- ・ 障がい者は身体、知的、精神、発達などがあり、地区福祉委員会としてすべて一度には取り組みができないので、優先順位または、他の団体に頼るものと区別した方が具体的に考えやすいのでは。
- ・ 高齢者のサポートの手厚さに対し、子育ては手薄に感じる。地域の子ども会なども廃止となる傾向で、孤立する親子に対するフォローを強化する必要がある。
- ・ 子育てが終わった世代が、若いママの助けになるような場所をつくってあげたらいいと思う。
- ・ 就学前の子を抱えた親（特に母親）は孤立しやすいので、地域のコミュニティセンターなどで集まって話せる場所を提供するとよいと思う。
- ・ 障がいは各家庭の状態により、制約されることが多いかと思えます。まず家族の人の承諾が前提なので、どの程度関わりできるかアンケート方式の承諾が必要かと思えます。家族調査で数名の人から障がい者がいることを伝えていただいています。実態は不明です。調査方法のアドバイスや関わり方のご指導を願いたい。
- ・ 家具が倒れボランティアを必要としている人がいたが、近所の住民からの助けを拒む人がいた。

方針5 情報提供・発信の充実

- ・ 情報周知に偏りがあり、行政や社協の取組について知らない人が多かった⇒情報が広まる仕組みが必要。
- ・ 世代ごとに情報取得の仕方に違いがある⇒SNSの活用も必要。
- ・ 最近は騒音対策なのか室内で実施する行事が増えており、地域住民が子どもの集まる行事を知る機会が少なくなったと感じる。
- ・ サロンに来たら、お母さん同士が知り合いになり、口コミで広がっていくこともある。
- ・ 夏まつり、運動会、冬のふれあいデーなど、地域の行事の時にサロンの宣伝をしたいが、みんな当日は役があり忙しく、なかなかできない状況。
- ・ 公園やスーパーなどでも、サロン参加への声掛けをすることがある。
- ・ 各施設の玄関に情報があれば。
- ・ 誰が主体なのか周知できていない。地区福祉委員が主になって、伝えていく場を設定する。
- ・ 高齢者の交流を深め「まず会話」のできる居場所を紹介する必要がある。ゴミステーションに掲示板を設置して「居場所」の紹介をしている。
- ・ 限界集落の意識を持ったら、(外部にも)持たれたらダメ。一朝一夕に解決できることではないが、榎田は環境が本当にいいので、今の世代はその強みを生かして次の世代に繋げていかないといけないと思っている。[榎田地区]
- ・ 地域ブランドができればPRできる、外から人が来る地域にしたい。(農家レストラン、ブドウなどの特産品、焼き物、紅葉・桜、星空など他地域で体験できないもの)しかし、過去に実績はあるが採算の問題や後継者問題などで現在まで継続できていないという課題がある。[榎田地区]

基本目標3 地域福祉活動に主体的に参加する人づくり・組織づくりを行う

方針1 地域福祉を支える人材づくり

- ・ 民生委員、地区福祉委員の担い手がいらない。（特に民生委員についてはほとんどが代行圏域をもっている状況。）担い手づくりが急務。
- ・ 子ども食堂などを実施している団体がある。いずれ担い手になってくれると思っている。
- ・ ボランティアの担い手には口コミなど直接的な声掛けが効果的。
- ・ 若い共働きの世帯が増えた分、自治会活動に協力される人が少ない。
- ・ 老若協力しあって、活気ある自治会を運営してほしい。
- ・ 年齢を問わずいま、家におられる人が地域の為に頑張ってくださいらないとダメ。
- ・ 福祉講座も一つの取り組みで、若い親世代に地域の取り組みを伝える場になっている。
- ・ 団塊の世代は70歳前後で、心身ともに元気な人が多い。これからの時代は、元気な高齢者が支援が必要な高齢者と共に一緒になって元気なことをすることが解決策になるかも。
- ・ 専門知識のない中で、高齢者との関わりに不安を感じる時がある。介護や認知症などについて勉強会や研修会など学べる場の必要性を感じる。
- ・ 企業誘致が必要。買い物にも必要だけど、働く場ができれば若い人も市内に降りなくていいし、新しい人も樫田に来てくれるかもしれない。[樫田地区]

方針2 ボランティア活動・NPO活動の推進

- ・ 男性の行事参加者が少なく、男性が参加しやすい活動の工夫が必要。
- ・ 子ども食堂が地域内に何ヶ所か存在する。
- ・ 元気な高齢者が多い割にボランティアなどに消極的な人が多い。
- ・ 活動に際して、新入りが溶け込みにくい。
- ・ 所属と活動範囲がバラバラでまとまりにくいと思う。
- ・ コミュニティの活動がワンパターン。コミュニティなど、どの団体も同じ人がやっていることが多い。
- ・ 福祉分野のボランティア活動をしたいと考える人々に対し、地域のニーズ、ボランティア活動の方法や運営などについて情報提供や支援を行う仕組みを充実させるべきではないか。
- ・ もっと広く不特定多数の人に活動内容が知れることが必要だと思う。
- ・ 子ども食堂等、国で政策を固めているが、だれが子育てをしているのか。支援をどうするのか。週2～3回くらい？やりすぎも人任せもだめ。
- ・ 地域に密着した活動を行っている諸団体の活動がバラバラ。各団体がもう少し連携すれば効率的な活動が期待される。どの団体が旗を振るかを決めないと、自然発生的な雰囲気の上昇を待ってはいつまでも解決しないのでは。
- ・ 健康維持と老化防止はひきこもりをなくすことだと思う。いきいきサロンやリハビリ体操の日数を増やして気軽に参加できるような宣伝を増やし、だれもがこぞっていける場所にしたい。ボランティア自身も参加者も元気になれる。
- ・ 問題点の解決のためにワークショップの出席者を年代別に交流できるよう、新しい出席者を呼びかけてはどうか。情報発信のグループで話し合っていたが、経験のある講師の話を知りたい。また、人数（地域の代表者）を増やしてほしい。

方針3 人権施策及び福祉教育の推進

- ・ 中学生がボランティアとして行事の手伝いをさせてもらえる機会があればと思う。
- ・ 障がいのある人を弱者として扱うのではなく、社会の一員として健常者と同じように。ただ「違う」ということには配慮するべきであると思う。
- ・ 「障がい児者の家族交流会」が他の地域にも広がると良い。障がいは人によって本当にさまざまに困っていること、問題も多様。家族で抱え込まず、地域の人たちに「こんな障がいがある人がこの地域で生活している」と知ってもらうことが大事だと思う。

5

相談支援機関アンケート結果

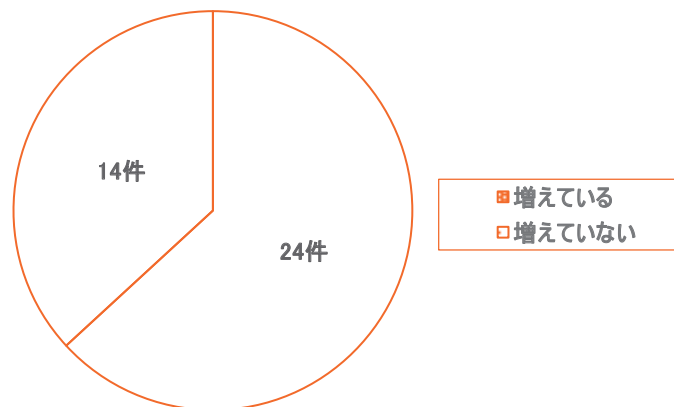
本計画の策定及び改正社会福祉法に基づく包括的な相談支援体制の整備に向けて、各分野の相談支援機関の意見を参考にするため、アンケート調査を行いました。

主な調査結果については次のとおりです。

調査対象	地域包括支援センター、障がい児者委託相談支援事業所、地域子育て支援拠点（つどいの広場、子育て支援センター）
調査期間	令和2（2020）年8月～9月
回答状況	回答機関：39 機関（※複数機関を運営している法人から2機関分まとめて回答があったため、回答数は38件） 【内訳】地域包括支援センター（12 機関）、障がい児者委託相談支援事業所（11 機関）、地域子育て支援拠点（16 機関）

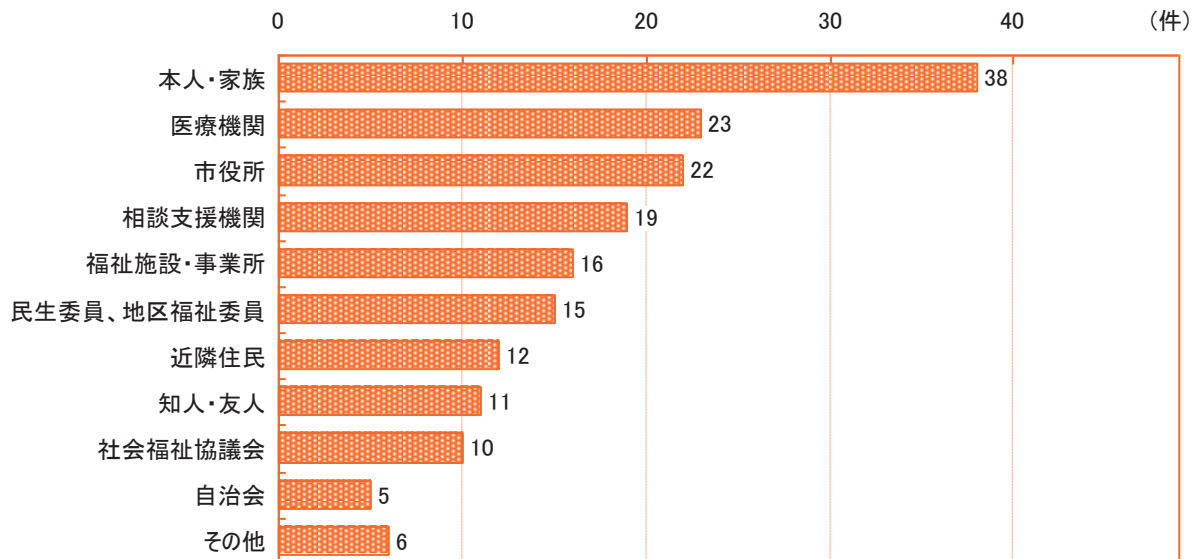
① 複合的な課題

6割を超える機関が、複合的な課題を抱えている事例が増えていると回答しています。



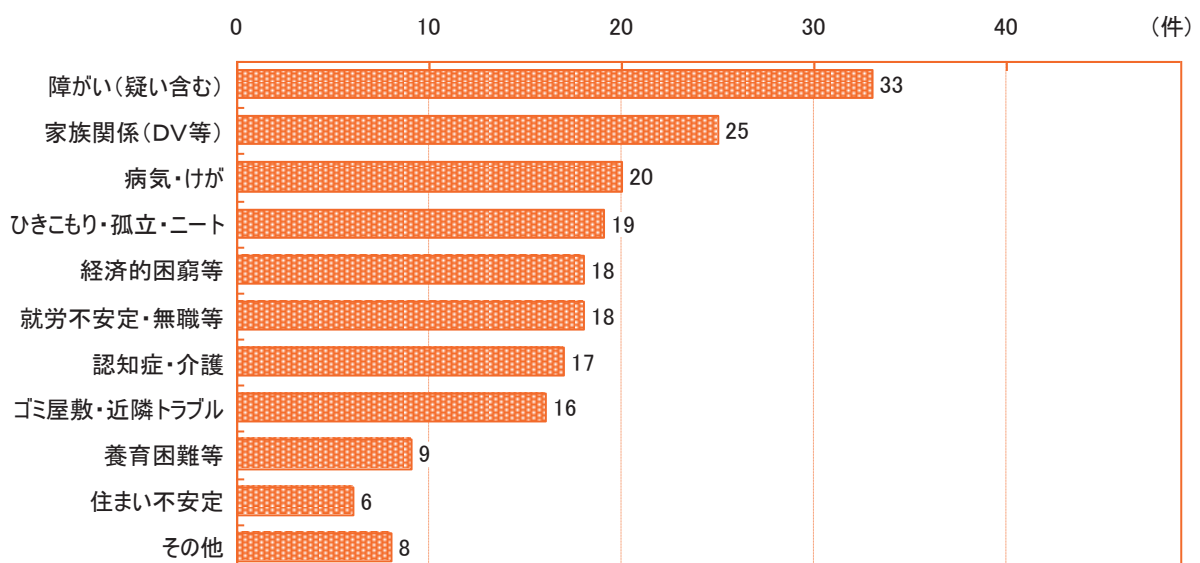
② 相談の主な経路

本人・家族のほかは、各専門機関等からの相談が多くなっており、比較すると、地域住民からの相談が少なくなっています。



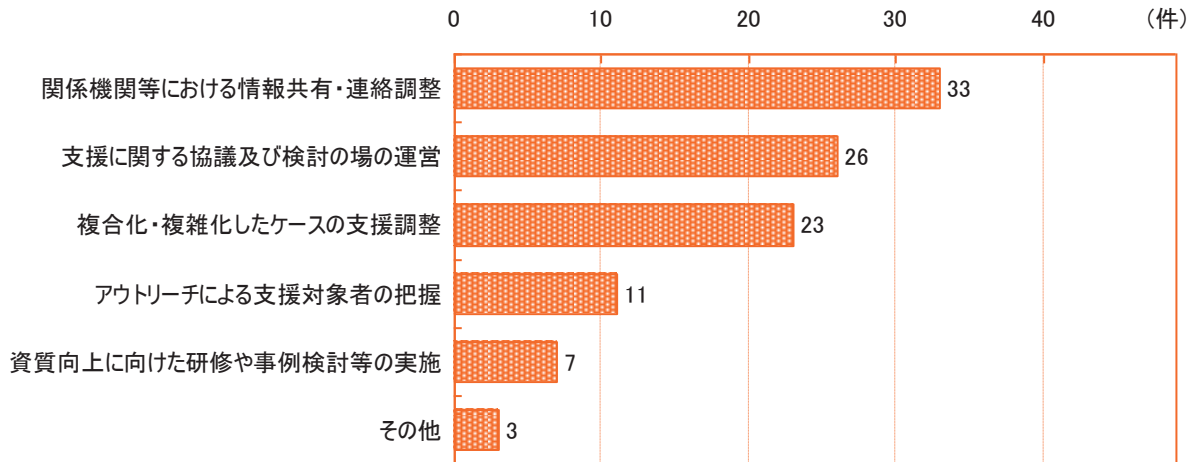
③ 複合化した課題の状況

多様化・複合化した課題の状況としては、「障がい（疑い含む）」、「家族関係（DV等）」が多くなっています。その他の多くの項目についても、半数近くの機関が当てはまると回答しており、課題が多様化・複合化している状況が見られます。



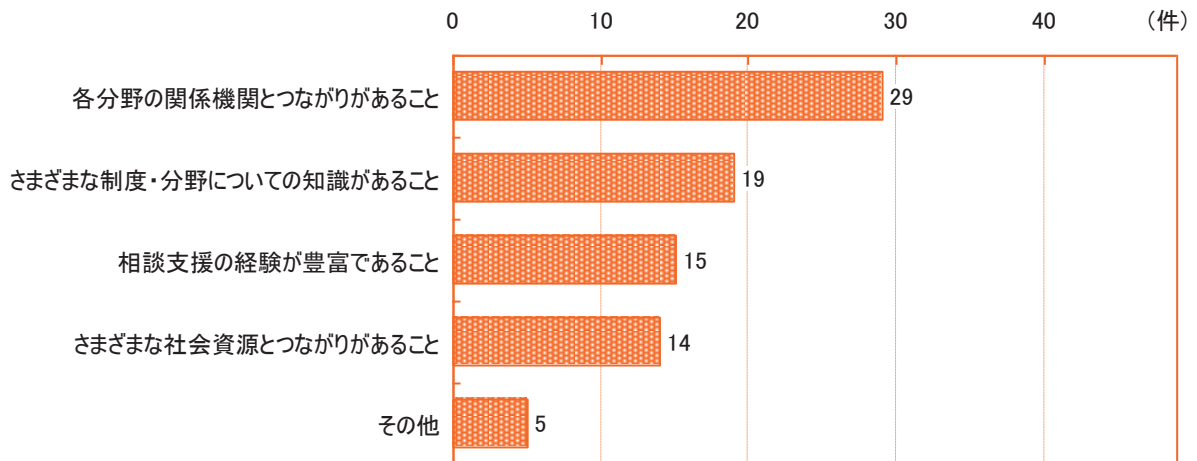
④ 多機関連携のコーディネートを担う者の役割

コーディネートの内容として、「情報共有・連絡調整」、「支援に関する協議及び検討の場の運営」、「複合化・複雑化したケースの支援調整」が重要との回答が多くなっています。



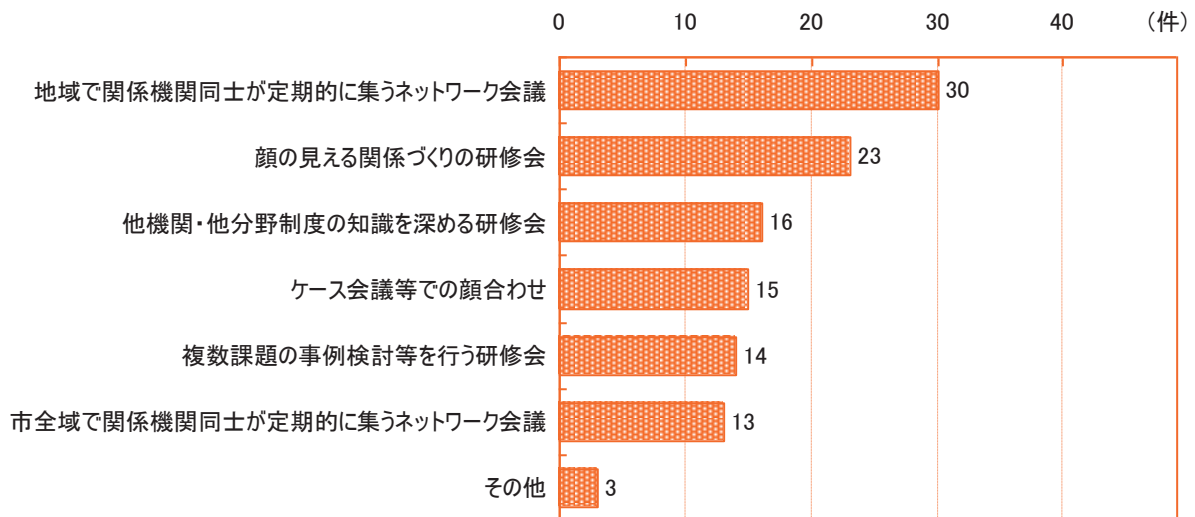
⑤ コーディネート役に求められること

コーディネート役に求められることは、「各分野の関係機関とつながりがあること」、「さまざまな制度・分野についての知識があること」が重要との回答が多くなっています。



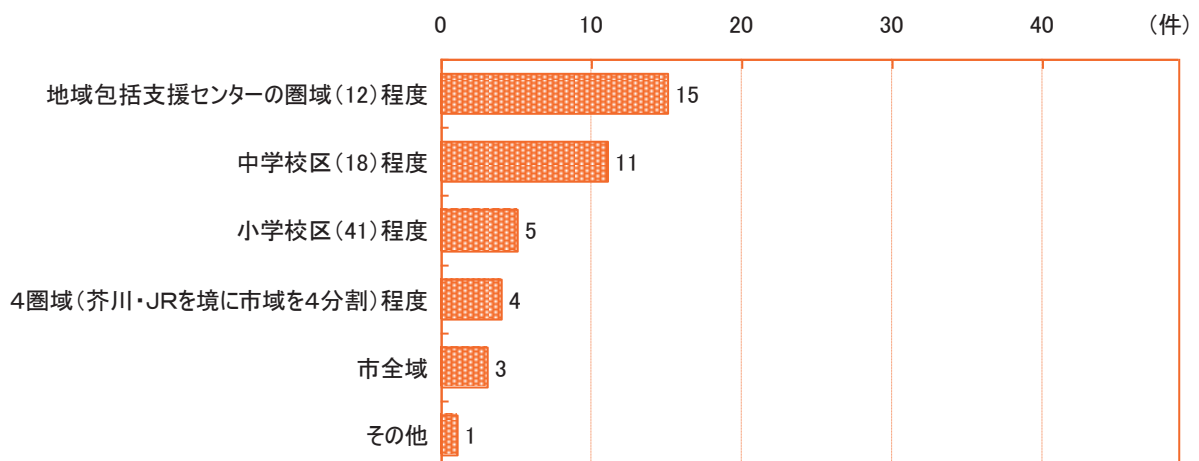
⑥ 日頃から連携を深めるための取組

他の相談支援機関等と日頃から連携を深めるための取組としては、「地域で関係機関同士が定期的集うネットワーク会議」や「顔の見える関係づくりの研修会」との回答が多くなっています。地域でのネットワーク会議に関する補足意見として、地域包括支援センターの担当圏域内にある関係機関が集う会議との意見がありました。



⑦ 特に連携を強化する範囲

相談支援機関同士が特に連携を強化する範囲としては、地域包括支援センターの圏域程度や、中学校区程度の、ある程度広い範囲がふさわしいとの回答が多くなっています。



6

計画の策定経過

(1) 高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年8月18日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系・構成骨子(案)について
第2回	令和2年11月6日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
第3回	令和3年2月9日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

② 委員名簿

◎…部会長、○…職務代理者(敬称略)

氏 名	関係団体
伊藤 義治	高槻市障害児者団体連絡協議会
尾崎 貞宣	高槻市歯科医師会
◎倉橋 隆男	高槻市社会福祉協議会
河野 公一	大学教授等
坂上 恵理子	元高槻市立幼稚園
島津 保生	高槻市医師会
高須賀 嘉章	高槻市コミュニティ市民会議
竹内 悦子	高槻市ひとり親家庭福祉会
筒井 のり子	大学教授等
出町 ゆかり	高槻市議会
中島 康博	高槻市民間社会福祉施設連絡会
松田 貞男	高槻市シニアクラブ連合会
○松村 和夫	高槻市民生委員児童委員協議会
森田 耕平	高槻市民間社会福祉施設連絡会
横井 勝	高槻市ボランティア連絡協議会

(2) 高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進作業部会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年7月3日	○部会長・職務代理者の選出について ○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
第2回	令和2年8月5日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系・構成骨子(案)について
第3回	令和2年10月2日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
第4回	令和2年10月30日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
第5回	令和3年2月4日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

② 委員名簿

◎…部会長、○…職務代理者(敬称略)

氏 名	関係団体
◎筒井 のり子	大学教授等
○村田 智美	大学教授等
彦坂 誠	高槻市医師会
大原 富美子	地区福祉委員会
庄子 枝里子	地区福祉委員会
徳留 規子	地域包括支援センター
旭 正則	障がい福祉サービス事業所
漆原 由香利	子育て支援関係NPO法人
有長 太一	高槻市民間社会福祉施設連絡会
金丸 恒雄	高槻市障害児者団体連絡協議会
○國只 潤造	高槻市社会福祉協議会
江本 一男	高槻市ボランティア連絡協議会
松本 孝治	高槻市コミュニティ市民会議
永田 栄市	高槻市民生委員児童委員協議会
寺前 明久	高槻市シニアクラブ連合会
杉本 真一	高槻市市民公益活動サポートセンター
大口 香苗	公募市民
松永 喜雄	公募市民

(3) 高槻市地域福祉計画策定委員会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年7月22日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系・構成骨子(案)について
第2回	令和2年10月21日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
第3回	令和3年2月3日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

② 委員名簿

◎…委員長

所 属	役 職
◎所管副市長	
総合戦略部	総合戦略部長
総務部	総務部長
市民生活環境部	市民生活環境部長
健康福祉部	健康福祉部長
	健康福祉部理事兼保健所長
子ども未来部	子ども未来部長
都市創造部	都市創造部長
街にぎわい部	街にぎわい部長
教育委員会事務局	教育次長
	学校教育監

(4) 高槻市地域福祉計画策定委員会作業部会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年7月14日 ～16日(電子会議)	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系・構成骨子(案)について
第2回	令和2年10月8日 ～12日(電子会議)	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について

② 委員名簿

所 属	役 職
総合戦略部	みらい創生室主幹
総務部	危機管理室主幹
市民生活環境部	コミュニティ推進室主幹・人権・男女共同参画課長・市民生活相談課消費生活センター所長
健康福祉部	福祉指導課長・長寿介護課長・生活福祉総務課長・生活福祉支援課長・福祉相談支援課長・障がい福祉課長・健康医療政策課長・保健予防課長・健康づくり推進課長
子ども未来部	子ども育成課長・保育幼稚園総務課長・保育幼稚園事業課長・子ども保健課長・子育て総合支援センター所長
都市創造部	都市づくり推進課長・住宅課長
街にぎわい部	産業振興課長
教育委員会事務局	学校安全課長・地域教育青少年課長・城内公民館長・教育指導課長

(5) 計画策定ワーキングチーム

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年6月10日	○第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
第2回	令和2年7月6日	○第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系・構成骨子(案)について

② 構成所属

所 属
福祉政策課・長寿介護課・福祉相談支援課・障がい福祉課

(6) 高槻市社会福祉協議会事業推進部会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年7月28日	第4次高槻市地域福祉活動計画の策定について
第2回	令和2年10月16日	第4次高槻市地域福祉活動計画 素案について
第3回	令和3年2月（書面協議）	第4次高槻市地域福祉活動計画（案）について

② 委員名簿

◎…部会長、○…副部会長（敬称略）

氏 名	関係団体	備 考
西村 徳夫	地区福祉委員会	理事
北國 四郎	地区福祉委員会	理事
太田 充俊	地区福祉委員会	理事
川上 季男	高槻市赤十字奉仕団	理事
○横井 勝	高槻市ボランティア連絡協議会	理事
中島 康博	高槻市民間社会福祉施設連絡会	理事
金丸 恒雄	高槻市障害児者団体連絡協議会	理事
高谷 陽子	高槻商工会議所	理事
若谷 恭子	地区福祉委員会	評議員
桜井 勲	地区福祉委員会	評議員
◎高橋 恵美子	地区福祉委員会	評議員
玉置 和子	地区福祉委員会	評議員
五十島 順子	高槻市人権まちづくり協会	評議員

(7) 高槻市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

① 審議経過

	月 日	内 容
第1回	令和2年8月25日	第4次高槻市地域福祉活動計画の策定について
第2回	令和2年10月21日	第4次高槻市地域福祉活動計画 素案について

② 委員名簿

◎…部会長、○…副部会長（敬称略）

氏 名	関係団体	備 考
◎筒井 のり子	大学教授等	学識経験者
○高橋 恵美子	高槻市社会福祉協議会	協議会関係者
深串 有里	高槻市民生委員児童委員協議会	社会福祉団体代表者
北元 正志	高槻市民間社会福祉施設連絡会	福祉施設代表者
堀切 公代	高槻市障害児者団体連絡協議会	社会福祉団体代表者
松田 貞男	高槻市シニアクラブ連合会	社会福祉団体代表者
井上 敬士	高槻市ボランティア連絡協議会	ボランティア関係者
杉本 真一	高槻市市民公益活動サポートセンター	NPO関係者
古前 美紀夫	高槻市コミュニティ市民会議	住民組織代表者
椋木 徳子	高槻市人権まちづくり協会	人権擁護団体
恒川 裕規	高槻市健康福祉部	高槻市

(8) パブリックコメント

募集期間 令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）
募集方法 郵送、FAX、高槻市ホームページ（簡易電子申込）、持参
意見数 47件

7

用語解説

《あ行》

■アウトリーチ

生活課題を抱えているにもかかわらず支援が届かない人に対して、支援機関や団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

《か行》

■協力雇用主

犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主で、保護観察所に登録しているもの。

■くらしごとセンター

市福祉相談支援課に設置された窓口の名称。

仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■更生保護

犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪や非行に走らず、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、社会復帰のための援助を行うこと。

■子育て世代包括支援センター

妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援を行う相談窓口。

■子ども食堂

地域のボランティアなどが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

■コミュニティ市民会議

高槻市民憲章の理念に基づく地域社会を創造するため、全 32 の地区コミュニティ組織が参加する住民組織。自治会及び地区コミュニティへの加入促進や、地区防災会の結成を支援するなど、行政と協働し、市民の連帯意識の向上や、安全・安心のまちづくりに向けた活動を行う。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

《さ行》

■災害時要援護者

災害対策基本法における避難行動要支援者と同義。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■市民公益活動サポートセンター

平成 15（2003）年 3 月に市民公益活動促進のための環境整備の一つとして、また、ボランティアや NPO 活動などを促進するための中間支援組織として開設した市民公益活動推進の拠点施設。NPO の立ち上げから活動基盤強化に至る支援や、公益活動に関する市民への情報提供を行い、行政・地域団体との協働を図りつつ、社会課題の解決のため、市民公益活動団体の活動促進に向けた事業を行う。

■市民後見人

本人と親族関係等のない一般市民で、社会貢献のために市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する知識を身につけ、成年後見人として家庭裁判所から選任された人。

■社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

■社会福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がい、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、または医師や保健医療サービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする者。

■障がい児者相談支援事業所

障がい児者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校だけの取組だけでは解決が難しいケースに対し、社会福祉等の専門的な知識やスキルを活用しながら働きかけ、課題の解決に向けて学校や児童生徒を支援する専門職。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の実情に応じた地域資源の開発や活用、多様な取組を行う主体間の連携強化や、関係者間の調整や支援などを行う者。その他、高齢者の社会参加を促進するため、担い手の養成等も行う。

■生活支援サポーター

介護保険などの公的サービスと地域の日常的な支え合いの隙間を埋めるため、地域の高齢者に対して、買い物や外出の付添など日常生活のちょっとした困りごとを支援する人。生活支援サポーター養成講座（介護予防・生活支援サービス事業従事者研修と生活支援サポーター登録者研修）を修了し、社会福祉協議会に登録したボランティア。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上的障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■成年後見制度

認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。なお、申立てを行う者がいない場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■セーフティボランティア

小学校単位で登録された保護者や地域住民等からなるボランティアで、主に登下校時に子どもの見守り活動を行っている。

《た行》

■ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態。

■地域子育て支援拠点（つどいの広場・子育て支援センター）

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内12箇所に設置。

■地区コミュニティ

地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することを目指して組織された団体。現在、市内には全市域を網羅する32の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動をされている。

■地区福祉委員会

社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。

■地区福祉活動計画

地区で活動するさまざまな福祉関係者が参加し、それぞれの地域の実情に沿って策定するもので、互いの活動を認め合いながら福祉課題を共有化することを目指す地域のための計画。

《な行》

■認知症サポーター

認知症サポーター100万人キャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者。ボランティアのシンボルグッズである「オレンジリング」が授与される。

認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けや、生活上の困りごとの解決に向け、支援機関につなぐなどの支援を行う。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■伴走型支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。

■福祉のまちかど相談

地区福祉委員会などの団体が地域の拠点ごとに設置する身近な相談窓口。ボランティアなどが相談を受け、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や専門機関などへの紹介を行う。

■ふれあい喫茶

社会福祉協議会活動の実践組織である地区福祉委員会が実施する地域の交流の場づくり事業の通称。

お茶やコーヒーを飲みながら隣り合わせた人と自然な情報交換や悩みを共有できる仲間をつくる「ふれあいの場」。多くの地域の人が集うことで、顔見知りも増え、気軽にあいさつを交わす日常のつながりへと広げていくことも大きな目的として実施している。

■法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うこと。

■包摂的なコミュニティ

それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）の考え方のもと、誰もが分け隔てられることなく当たり前で生活し、社会に受け入れられるコミュニティ。

■保護司

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

■ボランティア・市民活動センター

だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、環境整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでもだれでもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点。

《ま行》

■民間社会福祉施設連絡会

市内の民間社会福祉施設間の連携、協力を図るため、約70の福祉施設が加盟している連絡会。地域に開かれた福祉施設として地域福祉の向上に努め、さまざまな事業に取り組んでおり、福祉施設間が連携した地域貢献事業として、「あんしんねっとあゆむ」を実施している。

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

《ら行》

■老人クラブ

高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上に資することを目的として、基本的には活動が円滑に行われる程度の市内の同一小地域に居住する者で構成される組織。

《その他》

■NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体

■SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）などがある。